

1

2

3

沖縄県障害福祉計画

4

第5期

5

沖縄県障害児福祉計画

6

第1期

7

【平成30年4月～平成33年3月】

8

(案)

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

沖 縄 県

22

23

24

25

目 次

1	I 一障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）の策定に当たって	
4	1. 趣旨及び基本理念	1
5	2. 性格と位置づけ	1
6	3. 基本的な考え方	2
7	4. 策定体制、計画期間及び進捗管理	3
8	5. 圏域の設定	3
9		
10	II 一障害者等の現状	
11	1. 人口	5
12	2. 障害者等の状況	6
13		
14	III 一障害者等を取り巻く課題への取り組み	
15	1. 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築	13
16	(1) 現状及び課題	13
17	①長期入院精神障害者の状況	13
18	②福祉施設の入所者の地域生活への移行状況	15
19	③その他地域生活の支援体制に関する状況	16
20	(2) 県の取り組み	17
21	①長期入院精神障害者の地域移行に関する取り組み	17
22	②福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取り組み	18
23	③その他地域生活の支援体制整備に関する取り組み	18
24	(3) 成果目標	22
25	①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	22
26	②精神病床における一年以上長期入院患者数の減少	24
27	③入院3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇	25
28	④地域生活移行者の増加	27
29	⑤施設入所者の削減	27
30	【参考・市町村の成果目標】	
31	①地域生活支援拠点等の整備	28
32	(4) サービスの提供体制の確保	30
33	①訪問系サービス	30
34	②日中活動系サービス（就労系を除く）	31

1	③居住支援・施設系サービス	33
2	④相談支援	35
3	(5) 地域生活支援事業の実施	37
4	①市町村事業	37
5	②県事業	39
6	2. 障害者が働き続けることができる環境の整備	42
7	(1) 現状及び課題	42
8	(2) 県の取り組み	51
9	(3) 成果目標	55
10	①一般就労移行者数の増加	55
11	②就労移行支援事業所の利用者の増加	56
12	③就労移行支援事業所の就労移行率の向上	57
13	④一般就労移行者の職場定着率の向上	57
14	(4) サービスの提供体制の確保	58
15	①日中活動系サービス（就労系）	58
16	②相談支援【再掲】	60
17	(5) 地域生活支援事業の実施	61
18	①市町村事業	61
19	②県事業	61
20	3. 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築	
21		62
22	(1) 現状及び課題	62
23	(2) 県の取り組み	63
24	(3) 成果目標	67
25	①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	67
26	【参考・市町村の成果目標】	
27	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援	
28	センターの設置	70
29	②保育所等訪問支援の充実	70
30	③主に重症心身障害児を試演する児童発達支援事業所及び	
31	放課後等デイサービス事業所の確保	72
32	【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の	
33	利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】	73
34	(4) サービスの提供体制の確保	75
35	①障害児通所支援	75

1	②障害児入所支援	76
2	③障害児相談支援	77
3	④日中活動系サービス（短期入所）【再掲】	78
4	(5) 地域生活支援事業の実施	79
5	①市町村事業	79
6	②県事業	79
7		
8	IV－共生社会の構築等その他必要な事項	
9	1. 障害を理由とする差別の解消の推進	81
10	2. 障害者等に対する虐待の防止	81
11	3. 意思決定支援の促進	82
12	4. 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進	82
13	5. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所等における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実	82
14	6. その他必要な見込み量の確保の方策	82
15		
16		
17		
18		
19	V－圏域ごとのサービス基盤整備計画について	
20	沖縄県全体	84
21	(1) 北部圏域	86
22	(2) 中部圏域	88
23	(3) 南部圏域	90
24	(4) 宮古圏域	92
25	(5) 八重山圏域	94
26		
27		
28	参考資料【調整中】	
29	1. 計画策定の経過等【調整中】	
30	2. 国の基本指針【調整中】	
31		

I 障害福祉計画（第5期）及び

障害児福祉計画（第1期）の策定に当たって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、それまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第4期の障害福祉計画（平成18年度から平成29年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」（計画期間：平成26年4月～平成34年3月）を平成26年3月に策定しました。

当該基本計画において、沖縄県障害福祉計画（第5期）・沖縄県障害児福祉計画（第1期）（以下、「本計画」という。）は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的な内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付けています。

今回、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国的基本指針」^[*]という。）を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、本計画を策定します。

[*] 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）〔最終改正 平成29年3月31日〕

2 性格と位置づけ

(1) 本計画は、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、障害福祉

1 サービス、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して
2 広域的な見地から策定しています。

3 (2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の
4 確保等に関連する部分と整合をとるもので。そのため、同基本計画の基本的
5 な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。

6 (3) また、本計画は、本県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン
7 基本計画（平成24年5月）」や障害福祉に関する他の県計画と整合を図り
8 つつ、策定しています。

10 3 基本的な考え方

12 第4次沖縄県障害者基本計画の実現を目指し、国の基本指針を踏まえながら、
13 次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制整備を計画的に
14 推進します。

15 (1) 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

16 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の入所施設や病院からの地域
17 移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障
18 害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

19 地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資
20 源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を推進します。

22 (2) 障害者が働き続けることができる環境の整備

23 沖縄県における障害者雇用については、民間企業の実雇用率が6年連続で過
24 去最高を更新するなど着実に進展している状況がある一方、職場への定着とい
25 う課題が指摘されています。

26 また、一部の就労系福祉サービスの中には、正当な理由なく利用者の意に反
27 し労働時間を短く抑える等不適切な運営が課題となっています。

28 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう

- 29 • 障害者がその特性に応じてそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移
30 行できるようにするための支援
- 31 • 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く
32 力を伸ばしていくようにするための支援
- 33 について取り組みます。

1 (3) 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築
2 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくる
3 ためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細やかな支
4 援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみ
5 ならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見
6 し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わ
7 る機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく
8 体制の構築を進めています。

10 4 策定体制、計画期間及び進捗管理

11 (1) 策定体制

12 本計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協
13 議会」（委員は、障害者や社会福祉関係団体代表、学識経験者等 15 名）及び
14 「沖縄県障害者自立支援協議会」からの意見やパブリックコメント等を踏まえ、
15 沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

16 (2) 計画期間

17 本計画の期間は、平成 30 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 3 年間としま
18 す。

19 (3) 進捗管理

20 ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価します。
21 イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聞くとともに、その
22 結果を公表します。

23 5 圏域の設定

24 県で設定した障害福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の 5 つの圏域）
25 別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによ
26 って市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

27 圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	28 市 町 村 名
29 北部障害福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江 村、伊平屋村、伊是名村
30 中部障害福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

南部障害福祉圏域 (5市5町6村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害福祉圏域 (1市1村)	宮古島市、多良間村
八重山障害福祉圏域 (1市2町)	石垣市、竹富町、与那国町

II 障害者等の現状

1 人口

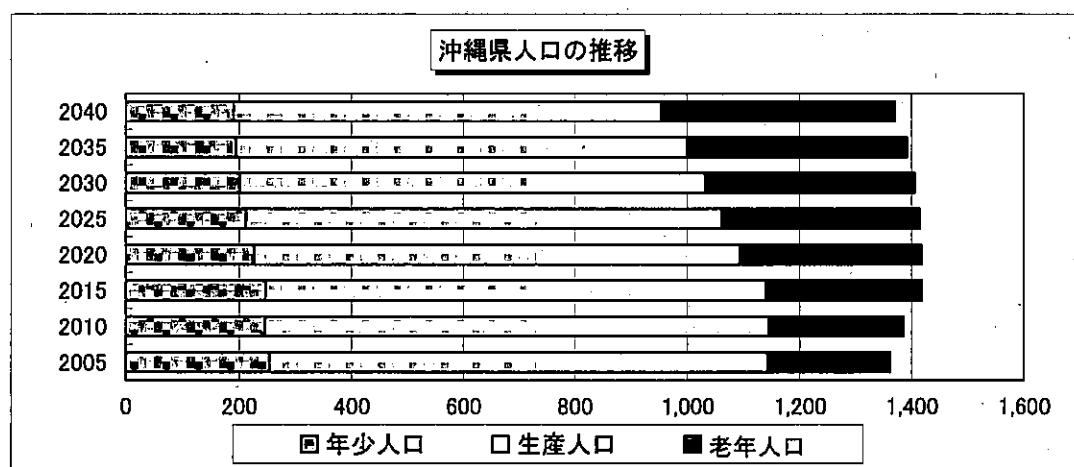
全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県の総人口は増加傾向で推移していますが、平成24年(2012年)に沖縄21世紀ビジョン基本計画策定に際して行った推計では、2025年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、本県も人口減少社会となることが予測されています。

平成27年時点で、年少人口(15歳未満)はわずかに増加しているものの、生産人口(15歳から64歳)はこれまで増加傾向にあったものが減少に転じ、老年人口(65歳以上)が今後ますます増加していくことが予想されます。

単位:千人

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
人口	1,362	1,393	1,434	1,417	1,414	1,405	1,391	1,369
年少人口	254	246	247	226	213	201	195	191
生産人口	888	898	892	866	848	831	805	763
老年人口	219	241	278	324	353	373	391	415

(資料)平成17年、22年、27年は国勢調査(総務省)、32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」



地域別人口

(単位:人)

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H28(2016)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,443,080
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272	101,444	101,444
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619	499,000	503,312
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219	727,337	732,256
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270	52,380	52,314
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438	53,405	53,754

(資料)平成27年までは国勢調査(総務省)

平成28年は沖縄県推計人口(沖縄県企画部統計課)の平成29年3月データ

2 障害者等の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳交付者数は、平成28年度末で71,772人となっており、県人口1,443,080人（平成29年3月時点）の5.0%となっています。

障害種別に見ると、肢体不自由障害（42.0%）、内部障害（39.8%）で全体の約8割を占めます。平成25年度からの増加率で見ると、内部障害の伸びが最も大きくなっています。

等級別で見ると、1級・2級の比較的重い障害の割合が全体の49.9%となっています。

身体障害者手帳交付台帳登載数(那覇市含む)の推移(年齢区分別)

(単位:件)

障害種別	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度
視覚障害	18歳未満	66	58	61
	18歳以上	4,440	4,179	4,197
	計	4,506	4,237	4,258
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	196	168	165
	18歳以上	7,289	7,144	7,813
	計	7,485	7,312	7,978
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	16	16	12
	18歳以上	830	802	844
	計	846	818	856
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	923	900	876
	18歳以上	29,649	28,497	29,271
	計	30,572	29,397	30,147
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	261	273	276
	18歳以上	24,128	25,145	28,257
	計	24,389	25,418	28,533
合計	18歳未満	1,462	1,415	1,390
	18歳以上	66,336	65,767	70,382
	等級等不明	44	23	-
	計	67,842	67,205	71,772

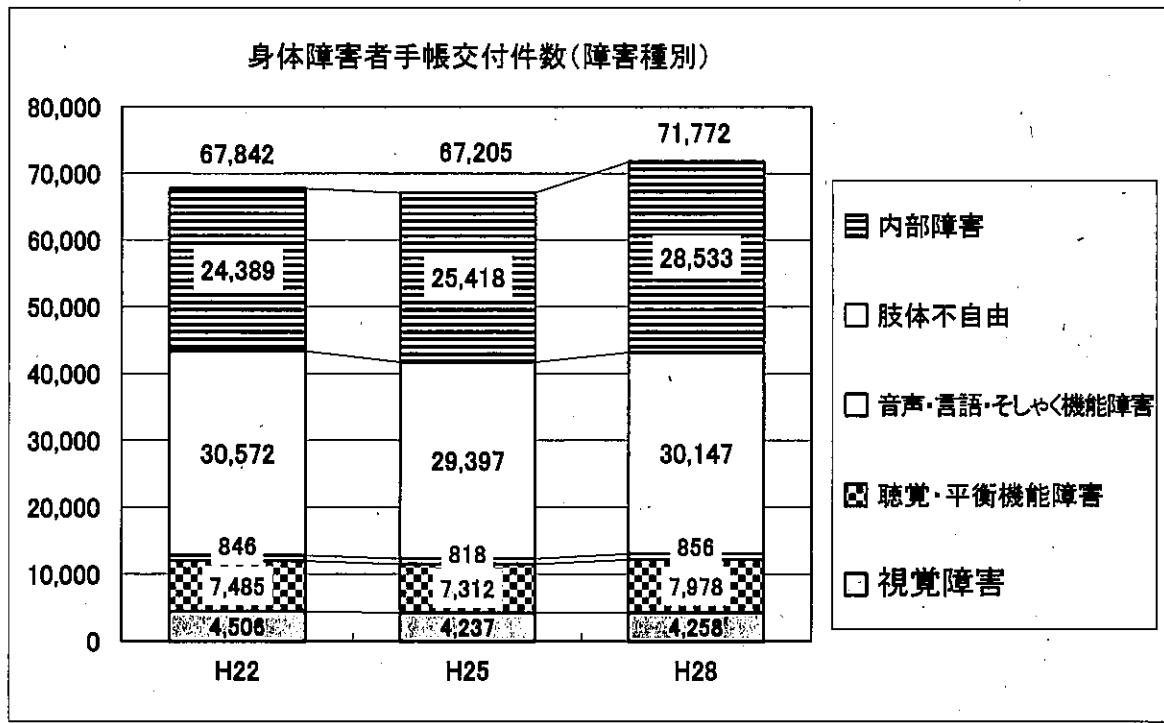
出典:福祉行政報告例

図別 庫別 身体障害者手帳交付台帳登載数(那覇市含む)(平成28年度) (単位:件)

障害種別	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
視覚障害	18歳未満	4	22	32	1	2	61
	18歳以上	328	1,221	2,109	315	224	4,197
	計	332	1,243	2,141	316	226	4,258
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	10	71	74	8	2	165
	18歳以上	524	2,613	3,620	525	531	7,813
	計	534	2,684	3,694	533	533	7,978
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	2	8	1	0	12
	18歳以上	75	264	408	43	54	844
	合計	76	266	416	44	54	856
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	53	331	438	25	29	876
	18歳以上	2,313	9,416	14,660	1,424	1,457	29,271
	計	2,366	9,747	15,098	1,449	1,486	30,147
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	15	104	144	6	7	276
	18歳以上	1,793	9,702	15,059	816	887	28,257
	計	1,808	9,806	15,203	822	894	28,533
合計	18歳未満	83	530	696	41	40	1,390
	18歳以上	5,033	23,216	35,856	3,123	3,153	70,382
	等級不明	-	-	-	-	-	-
	合計	5,116	23,746	36,552	3,164	3,193	71,772

出典:H28年 障害福祉課業務資料

1
2



3
4

身体障害者手帳交付台帳登載数(那覇市含む)の推移(等級別) (単位:件)

障害種別	等級	平成22年度	平成25年度	平成28年度
視覚障害	1級	2,204	2,010	2,015
	2級	1,113	1,127	1,152
	3級	277	241	232
	4級	262	256	238
	5級	395	386	420
	6級	255	217	201
	計	4,506	4,237	4,258
聴覚・平衡機能障害	1級	332	329	323
	2級	2,003	1,933	1,911
	3級	789	764	810
	4級	1,571	1,496	1,828
	5級	17	18	20
	6級	2,773	2,772	3,086
	計	7,485	7,312	7,978
音声・言語・そしゃく機能障害	1級	31	39	37
	2級	61	63	62
	3級	511	477	511
	4級	243	239	246
	5級			
	6級			
	計	846	818	856
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能障害)	1級	8,528	7,976	8,342
	2級	8,803	8,422	8,402
	3級	4,997	4,749	4,758
	4級	4,607	4,603	4,734
	5級	2,466	2,421	2,489
	6級	1,171	1,250	1,422
	計	30,572	29,421	30,147
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	1級	11,650	11,869	13,033
	2級	389	429	519
	3級	7,208	7,145	7,628
	4級	5,142	5,974	7,353
	5級			
	6級			
	計	24,389	25,417	28,533
合計	1級	22,745	22,223	23,750
	2級	12,369	11,974	12,046
	3級	13,782	13,376	13,939
	4級	11,825	12,568	14,399
	5級	2,878	2,825	2,929
	6級	4,199	4,239	4,709
	等級等不明	44	—	—
	合計	67,842	67,205	71,772

出典: 福祉行政報告例

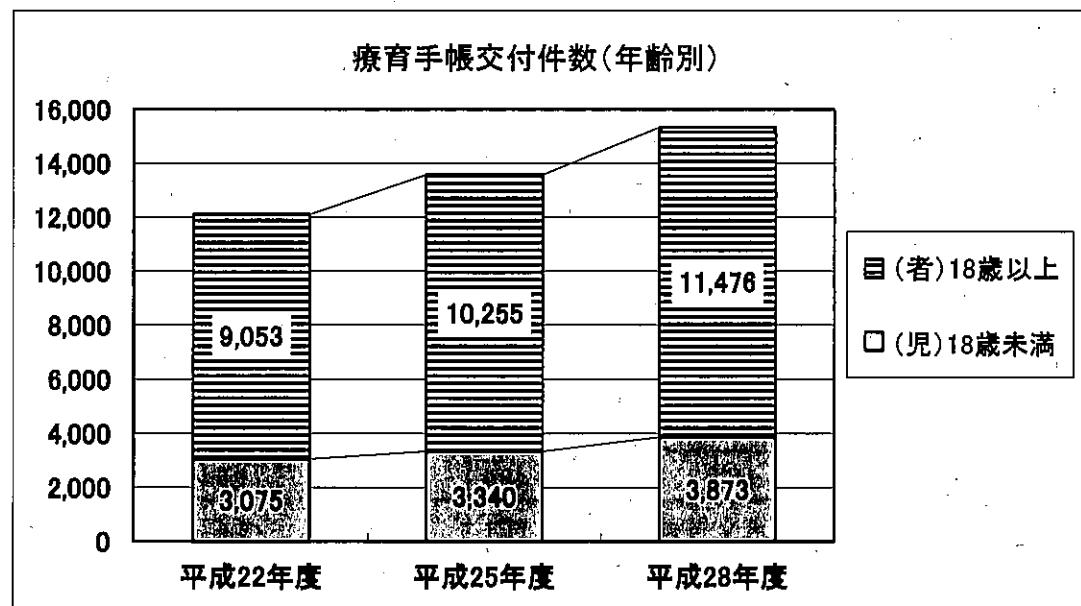
1 (2) 知的障害

2 療育手帳交付者数は、平成 28 年度末で 15,349 人となっており、県人口
3 1,443,080 人（平成 29 年 3 月時点）の 1.1% となっています。平成 25 年
4 度末と比較すると 1,754 人、率にして 12.9% 増加しています。
5 程度別で見ると、最重度・重度（A1・A2）の判定を受けている者は、4,824
6 人で全体の 31.4% となっています。

療育手帳交付台帳登載数の推移 (単位:件)

程度	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	810	825	763
	(者)18歳以上	3,153	3,584	4,061
	計	3,963	4,409	4,824
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	2,265	2,515	3,110
	(者)18歳以上	5,900	6,671	7,415
	計	8,165	9,186	10,525
合計	(児)18歳未満	3,075	3,340	3,873
	(者)18歳以上	9,053	10,255	11,476
	計	12,128	13,595	15,349

出典:平成28年度 福祉行政報告例



図域別 療育手帳交付台帳登載数(平成28年度) (単位:件)

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県 計
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	30	244	460	17	12	763
	(者)18歳以上	357	1,365	2,045	151	143	4,061
	計	387	1,609	2,505	168	155	4,824
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	178	1,109	1,649	63	111	3,110
	(者)18歳以上	685	2,396	3,718	281	335	7,415
	計	863	3,505	5,367	344	446	10,525
合計	(児)18歳未満	208	1,353	2,109	80	123	3,873
	(者)18歳以上	1,042	3,761	5,763	432	478	11,476
	計	1,250	5,114	7,872	512	601	15,349

出典:H28年 障害福祉課業務資料

1

2

3 (3) 精神障害

4 精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、平成 28 年度時点に
 5 おける交付数は 26,838 人となっており、県人口 1,443,080 人（平成 29
 6 年3月時点）の 1.9%を占めています。

7 等級別で見ると、1 級（重度）の精神障害者は全体の 28.4%となっています。
 8 す。

9 なお、交付者数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計です。
 10 また、精神障害者保健福祉手帳の有効期間は 2 年間となっています。

11

精神障害者保健福祉手帳交付状況 (単位:件)

	1級	2級	3級	計
H24	1,343	3,873	699	5,915
H25	2,279	3,864	1,271	7,414
H26	2,220	4,969	1,313	8,502
H27	2,711	5,494	1,599	9,804
H28	2,494	5,459	1,648	9,601
年度末交付者数	7,621	14,785	4,432	26,838

出典:「沖縄県における精神保健福祉の現状 平成28年」
 (沖縄県保健医療部地域保健課)

12

精神障害者保健福祉手帳承認件数(平成28年度) (単位:件)

等級	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
1級	188	1,037	1,166	65	38	2,494
2級	296	1,990	2,932	136	105	5,459
3級	78	650	858	41	21	1,648
合計	562	3,677	4,956	242	164	9,601

出典:沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

1

2

3 精神科病院への入院・通院患者の状況は、入院は減少傾向を示していますが、
4 通院については、毎年増加しています。

○ 入院・通院患者数の推移 (単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年
入院患者数 (6月末時点)	4,965	4,911	4,861
通院患者数 (6月1カ月間)	42,410	43,114	43,696
合計	47,375	48,025	48,557

○ 出典:沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

5

6 なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数と精神科病院への入院・通院患者数に
7 差があるのは、精神障害者が障害福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）
8 の給付を受ける場合に当該手帳所持が要件とされていないこと等により、当該手
9 帳の交付を受けない場合があるためと考えられます。

1 (4) 発達障害

2 現在、国や本県においては、発達障害者数の公的な数値はありませんが、乳
3 幼児健康診査における精神発達及び言語発達の有所見率は、平成28年度で1
4 歳6か月健診が4.8%、3歳児健診で5.9%となっています。

有所見率について		(単位:%)			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1歳6か月児	受診率	86.7	88.0	88.1	90.5
	有所見率	5.6	5.7	5.1	4.8
3歳児	受診率	83.5	85.0	85.0	87.2
	有所見率	5.9	5.7	5.7	5.9

参考:H28年度 乳幼児健診報告書

(算定方法)

1歳6ヶ月児：有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

3歳児：有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

10 (5) 難病

11 現在、国や本県においては、難病患者数の公的な数値はありませんが、特定
12 医療費(指定難病)受給者証を交付されている者は、平成28年度末時点で
13 10,496人となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証交付者数(各年度末時点)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
8,722	9,814	10,496

出典：沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

III 障害者等を取り巻く課題への取り組み

1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

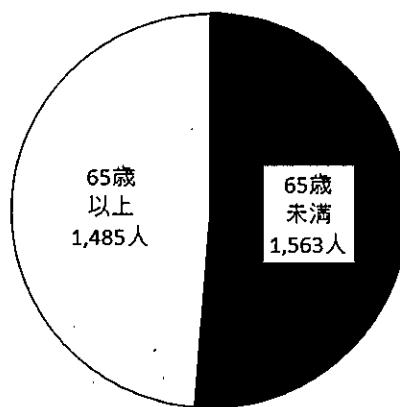
地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を進めます。

(1) 現状及び課題

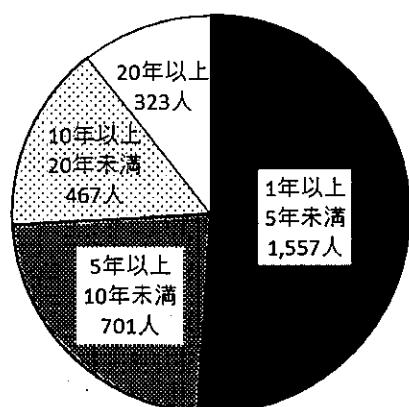
①長期入院精神障害者の状況

- 平成 26 年における一年以上長期入院患者数は、65 歳未満が 1,563 人、65 歳以上が 1,485 人の合計 3,048 人となっています。
- 一年以上長期入院患者 3,048 人のうち、在院期間は 1 年以上 5 年未満が 1,557 人 (51.1%) 、5 年以上 10 年未満が 701 人 (23.0%) 、10 年以上 20 年未満が 467 人 (15.3%) 、20 年以上が 323 人 (10.6%) となっています。

一年以上長期入院患者の年齢

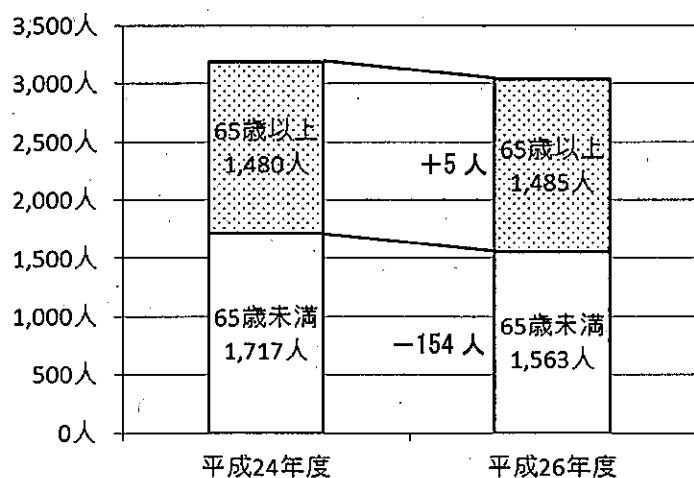


一年以上長期入院患者の在院期間



- 平成 24 年から平成 26 年までの 2 年間で、一年以上長期入院患者数は、65 歳未満は 154 人減少 (H24: 1,717 人→H26: 1,563 人) しているものの、65 歳以上は 5 人増加 (H24 : 1,480 人→H26 : 1,485 人) しています。

一年以上長期入院患者数の推移



- 1
- 2 ○ 長期入院患者の退院を進めるに当たり、地域生活の受け皿となる家族等の高齢化による受け入れ困難、グループホームの施設数等が十分ではない状況や、居住の場を地域へ移すにあたり、市町村、病院、相談支援事業所等との連携が十分とは言えないなどの状況があります。
- 3
- 4
- 5
- 6 ○ 入院中の精神障害者の地域移行や地域定着は、医療、地域、行政などの各分野でその支援に取り組んできたところですが、各分野を横断した連携については課題があるところです。
- 7
- 8
- 9 ○ 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の過去5か年（平成23年度から平成27年度までの当該年度6月入院患者の状況）の平均値は、精神保健福祉資料（630調査）及びレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）によれば、以下のとおりとなっています。
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14

沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の退院率

	3か月時点	6か月時点	1年時点
630調査	58.3%	79.2%	87.3%
NDB	69%	85%	92%

※630調査はH23～H27の5か年平均、NDBはH26の値

[備考]

- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）とは
国が保有する膨大な国保等のレセプトや特定健診等情報を、基礎的な集計を行った上でオープンデータとしたもの。悉皆性が高く、国民の医療動向を把握する上で有用なデータと考えられている。
今後の目標値の進捗管理に当たっては、同データを元に行う予定。

各年度6月の新規入院者の退院状況

(単位：人、%)

調査年度	新規入院	6月	7月	8月	入院 3ヶ月 時点の 退院率	9月	10月	11月	入院 6ヶ月 時点の 退院率	12月	1月	2月	3月	4月	5月	入院1年 時点の 退院率
H24	568	117	122	103	342	66	34	12	454	13	6	6	6	4	5	494
	残存数	451	329	226	60.2%	160	126	114	79.8%	101	95	89	83	79	74	87.0%
H25	576	101	132	91	324	78	40	17	459	11	10	8	7	4	3	502
	残存数	475	343	252	56.3%	174	134	117	79.7%	106	96	88	81	77	74	87.2%
H26	554	87	161	83	331	63	24	18	436	10	11	6	10	4	4	481
	残存数	467	306	223	59.7%	160	136	118	78.7%	108	97	91	81	77	73	86.8%
H27	597	109	152	87	348	77	25	18	468	16	11	10	7	5	5	522
	残存数	488	336	249	58.3%	172	147	129	78.4%	113	102	92	85	80	75	87.4%
H28	599	109	145	88	342	79	32	23	476	12	5	9	8	12	7	529
	残存数	490	345	257	57.1%	178	146	123	79.5%	111	106	97	89	77	70	88.3%

平均値 58.3%

平均値 79.2%

平均値 87.3%

出典：沖縄県保健医療部健康長寿課

1

②福祉施設の入所者の地域生活への移行状況

- 県は、第4期障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）において、平成25年度末時点の入所者数2,338人から、平成29年度末までに126人(5.4%)を地域生活へ移行させることを目標としていましたが、平成28年度末までにグループホームや家庭復帰などの地域生活への移行を行ったのは68人(2.9%)となっています。
- 第4期計画に係る地域生活移行者数は、平成26年度が30人、平成27年度が19人、平成28年度が19人と減少傾向にあります。入所施設から地域生活に移行する者の数が減少している主な理由として、
- ア 現在、施設入所している障害者は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっていること、
- イ 入所している障害者で地域移行が可能な者であっても、希望地域における障害福祉サービス等の資源が十分に確保されていないこと、などが考えられます。
- また、県は、施設入所者数の削減について、平成25年度末時点の施設入所者数2,338人から、平成29年度末までに103人(4.4%)を削減することを目標としていましたが、平成28年度末までに削減したのは22人(0.9%)となっています。
- 第4期計画に係る施設入所者数は、平成26年度末時点が2,332人(前年比6人減)、平成27年度末時点が2,314人(前年比18人減)と推移してきましたが、平成28年度末時点では2,316人(前年比2人増)とわずかに増加しました。施設入所者数の削減が進んでいない主な理由として、
- ア 前述のとおり地域生活へ移行する者の数が減少していること、
- イ 本人や家族の高齢化に伴い、入所施設のニーズが高まっていること、

1 などが考えられます。

2

3 **③その他地域生活の支援体制に関する状況**

- 4 ○ 障害者の地域での生活支援のため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業
5 所などで支援を行っていますが、国の基本指針に示されたような居住支援機能
6 と地域支援機能を一体的に運用する、地域生活支援拠点が整備された事例はま
7 だありません。〈参考：全国における拠点等の整備箇所数／全国の自治体数
8 1741、圏域数 141 のうち、46の自治体（障害保健福祉圏域含む）で整備
9 済み。平成 29 年 4 月 1 日時点〉
- 10 ○ しかしながら、障害者の高齢化・重度化の対応や「親亡き後」を見据え、障
11 害者が地域で安心して暮らしていく社会を目指し、障害者の生活を地域全体
12 で支えるサービス提供体制の構築は必要です。
- 13 ○ そのためには、各市町村において、社会資源等地域の実情に応じた拠点等に
14 必要な機能や、圏域単位での整備について、十分に検討する必要があるほか、
15 県としても市町村間の連絡調整等の後方支援を行う必要があります。
- 16 ○ 施設入所や入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場
17 としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域や民間
18 事業者の理解を促進する必要があります。
- 19 ○ グループホーム利用者の重度化・高齢化は年々進んでおり、重度障害者に対
20 応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスが必要とされてい
21 ます。

1 (2) 県の取り組み

2 ①長期入院精神障害者の地域移行に関する取り組み

- 3 ○ ピアソーターを医療機関等に派遣するなどの取り組みを行い、退院意欲の
4 喚起を促進します。
- 5 ○ 入院中の精神障害者に、一定期間事業所等へ通ってもらい、院外での活動を
6 通して、退院後の生活及び日中活動を行なうイメージの育成を行なうため地域
7 定着試行事業を行います。
- 8 ○ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることがで
9 きるよう、医療（精神科医療・一般医療）、福祉・介護、住まい、社会参加
10 （就労等）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築
11 に向けた協議の場を設置するとともに、市町村における協議の場の設置に対する
12 必要な支援を行います。
- 13 ○ 市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していく
14 とともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。
- 15 ○ 地域における医療（精神科病院）と福祉（市町村、相談支援事業所等）の接
16 着を目的に連携体制整備推進員（コーディネーター）を配置し、連携体制を整
17 備します。
- 18 ○ 精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、
19 質の高い地域移行支援が可能となるよう医療従事者や相談支援従事者等に対する
20 研修内容の充実を行います。
- 21 ○ 入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホーム等住まいの
22 場の整備や、地域活動支援センター等の日中活動の場の利用促進に努めます。
- 23 ○ 精神障害者の地域生活の充実を図るため、就労継続支援（A型及びB型）、就
24 労移行支援及び通院患者リハビリテーション事業等の利用促進に努めます。
- 25 ○ 精神科治療が必要な場合に、かかりつけ医から精神科医に紹介できるよう、
26 研修や連携会議等を通して、かかりつけ医と精神科医の連携の推進を図ります。
- 27 ○ 精神疾患や精神障害の治療には、早期の適切な対応が有効とされており、精
28 神疾患や精神障害状態にある人の早期発見、早期治療を図るための取組が重要
29 です。精神疾患や精神障害の正しい理解について普及啓発に取り組むとともに、
30 保健所や総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の周知を図ります。
- 31 ○ 精神病床に入院している難治性の精神疾患有する患者は、退院が困難とな
32 り、入院が長期化する傾向にありますが、治療抵抗性統合失調症治療薬（クロ
33 ザピン等）の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないとされてお
34 り、難治性精神疾患地域連携体制整備事業により、クロザピンの普及を図りま
35 す。

- 相談窓口を訪れてから精神科に受診するまでの期間をできる限り短縮するため、相談員の研修等を行い相談窓口の対応力の向上を図ります。
- 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数が精神疾患に罹患しており、早期に発見し、相談機関につなぐため、民生・児童委員、薬剤師、学校関係者などを対象にゲートキーパー養成を行います。

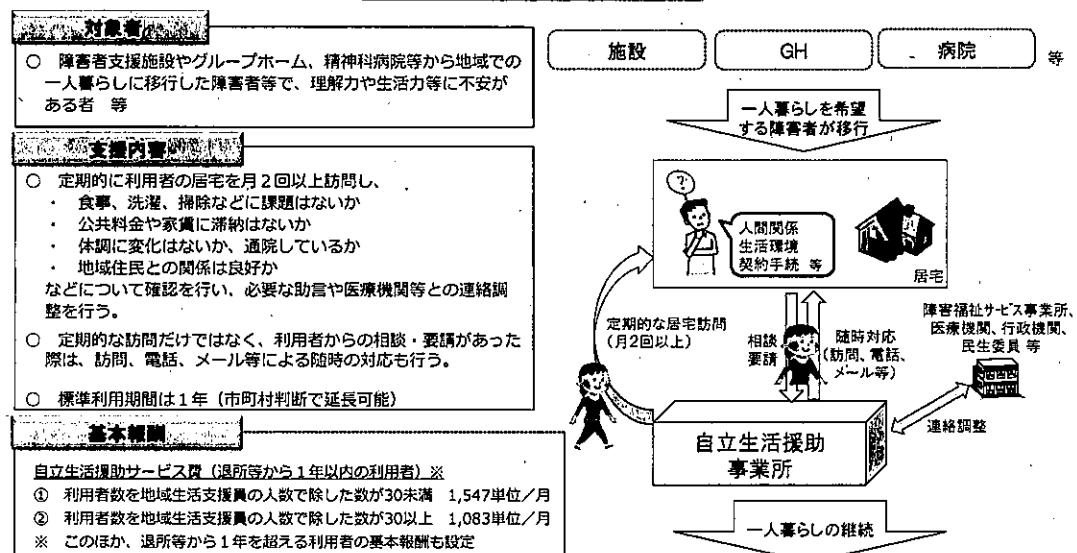
②福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取り組み

- 福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害者の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、創設等する際の補助や民間賃貸住宅の活用等グループホームの整備について、引き続き行います。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- 福祉施設の相談員等が、利用者本人の希望等を踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援事業所と連携しつつ、障害者が地域で生活するに当たって必要な環境整備を推進するために必要なスキルを向上させるよう、研修内容の充実に取り組みます。
- 地域移行を想定した日常生活、健康管理、金銭管理等の生活訓練を計画的に実施するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を作成するサービス管理責任者に対して、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。
- 施設入所を希望する者に対して、本人の意思を踏まえつつ、地域生活の継続について十分に検討するため、相談支援専門員等の資質向上に努めます。

③その他地域生活の支援体制整備に関する取り組み

- 居宅介護や生活介護等の地域生活を安全に送るために必要となるサービスについて、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保に努めます。
- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 沖縄県居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めるとともに、地域や民間事業者の障害者への理解を深めるための広報啓発を行います。
- 平成30年度から始まる新たなサービスである自立生活援助について、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保に努めるとともに、利用を促すため、県ホームページ等により周知を図っていきます。

自立生活援助の概要



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

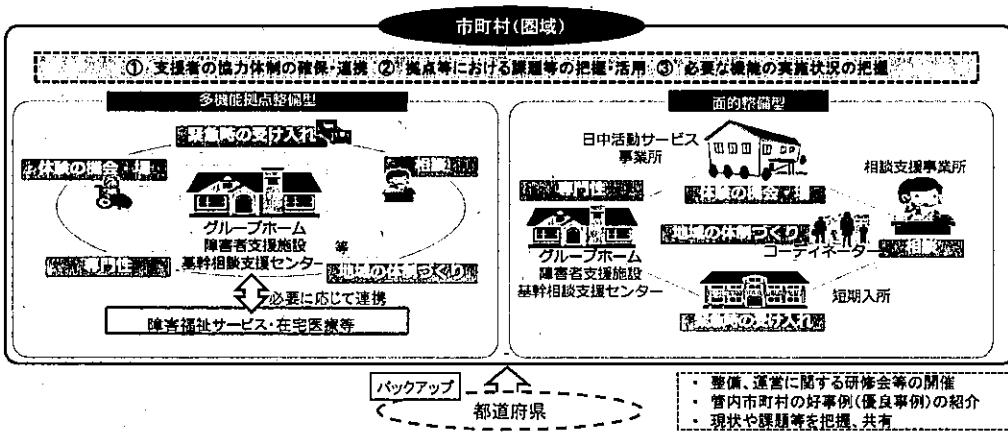
- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、市町村における地域生活支援拠点または居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、他都道府県の好事例（優良事例）の紹介や現状及び課題等を把握共有する等、必要な支援を行います。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

- 平成 26 年 4 月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、障害者に対する誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくための広報啓発を進め、障害者の特性の理解を促します。
- 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取り組みを行います。
- ア 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めます。
- 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。
- イ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。
- ウ その他
障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。
- 障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、集団指導等の場で指導していきます。
- 相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピアサポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。
- 地域生活支援事業の見込み量確保に向けて次のような取り組みを行います。
- ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業
障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。
- 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心とした研修会等を行います。
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業並びにサービス・相談支援者、指導者育成事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修、相談支援従事者研修等、

1 各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

2

3

4 今後実習予定の研修

区分	実施方法	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	事業者指定	2	300	2	300	2	300
相談支援従事者研修(現任研修)	事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修	事業者指定	2	300	2	300	2	300
居宅介護職員初任者研修	事業者指定	15	90	15	90	15	90
重度訪問介護従業者養成研修	事業者指定	2	10	2	10	2	10
行動援助従業者養成研修	事業者指定	2	100	2	100	2	100
同行援助従業者養成研修(一般・応用)	事業者指定	4	100	4	100	4	100
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	5	190	5	190	未定	未定
障害程度(支援)区分認定調査員研修	県	1	100	1	100	1	100
市町村審査会委員研修	県	1	70	1	70	1	70
主治医研修	県	1	50	0	0	1	50
手話通訳者・要約筆記者養成研修 ※養成講習修了者数(登録者数)	県	【手話】 本島(2)、宮古 (1)、八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 28(8) 【要約】 20(15)	【手話】 本島(2)、宮古 (1)、八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 28(12) 【要約】 20(15)	【手話】 本島(2)、宮古 (1)、八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 28(15) 【要約】 20(15)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 ※養成講習修了者数(登録者数)	県	1	20(10)	1	20(10)	1	20(10)
障害者虐待防止研修	委託	2	350	2	350	2	350
視覚障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	1	10	1	10	1	10
全身性障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	3	30	3	30	3	30

5

6

1 (3) 成果目標

2 ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

- 3 ○ 国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進
4 めるに当たっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組
5 の推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推
6 進が必要であるとされています。このことを踏まえ、精神障害者が、地域の一
7 員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも
8 対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとされています。
- 9 ○ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念を踏
10 まえ、全ての圏域ごと及び全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による
11 協議の場を設置することを基本としています。また、都道府県単位で解決すべ
12 き課題にも対応できるよう、都道府県ごとに協議の場を設置することが望まし
13 いとされています。
- 14 ○ 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であって
15 も差し支えないとされています。
- 16 ○ 国の基本指針を踏まえ、県全体及び各圏域単位で保健、医療、福祉関係者に
17 よる協議の場を設置することを目標とします。

目標値	平成 32 年度末までに県単位で解決すべき課題に対応する保 健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	1か所
目標値	平成 32 年度末までに各圏域ごとに保健、医療、福祉関係者 による協議の場を設置する。	5か所

- 18 ○ 参考までに、平成 30 年 1 月時点における、協議の場の設置に係る市町村の
19 検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

1 【参考】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（市町村の検討状況・平成
2 30年1月時点）

	設置方法		設置方法			備考
	単独設置	共同設置	既存組織を協議の場と位置づけ	既存組織に部会等を新設	新たな協議会等を新設	
北部区域	名護市	○		○	○	自立支援協議会専門部会又は新たな協議会を新設
	国頭村		○	○		大宜味・東・国頭三村
	大宜味村		○	○		大宜味・東・国頭三村
	東村		○	○		大宜味・東・国頭三村
	本部町	○		○		自立支援協議会又は専門部会
	今帰仁村	○		○		自立支援協議会専門部会
	伊江村	○		○		自立支援協議会
	伊平屋村	○		○		個別支援会議（高齢者、障害者等の支援会議）
	伊是名村	○		○	○	自立支援協議会
	北部合計	6	3	8	2	3
中部区域	沖縄市	○		○	○	自立支援協議会等
	宜野湾市	○		○	○	自立支援協議会
	うるま市	○		○		自立支援協議会の連絡会議
	恩納村	○		○		自立支援協議会
	直野庄村	○		○		自立支援協議会
	金武町	○			○	自立支援協議会専門部会
	読谷村	○		○	○	自立支援協議会専門部会
	嘉手納町	○		○		自立支援協議会専門部会のワーキングチーム
	北谷町	○		○		連携会議
	北中城村	○		○		自立支援協議会
	中城村	○		○		地域包括ケア推進協議会
	中部合計	11	0	10	4	0
南部区域	那覇市	○		○		精神保健福祉関係機関連絡会議
	浦添市	○		○	○	自立支援協議会専門部会
	糸満市	○		○		自立支援協議会専門部会
	豊見城市	○			○	自立支援協議会専門部会
	南城市	○		○		地域包括支援センター、自立支援協議会等
	西原町	○		○	○	自立支援協議会又は専門部会
	南風原町	○		○		自立支援協議会
	与那原町	○			○	自立支援協議会専門部会
	八重瀬町	○			○	自立支援協議会専門部会
	久米島町	○		○	○	自立支援協議会専門部会
	北大東村	○		○		地域福祉協議会
	南大東村	○		○		ケース会議等
	渡嘉敷村	○		○		地域ケア会議
	座間味村	○		○		地域ケア会議
	栗園村	○		○		関係者の連絡会議
	達名喜村	○		○		地域ケア会議
	南部合計	16	0	13	6	0
宮古島区域	宮古島市	○			○	自立支援協議会専門部会
	多良間村	○		○		地域ケア会議
	宮古合計	2	0	1	1	0
八重山区域	石垣市	○		○		自立支援協議会専門部会
	竹富町	○		○		包括支援センターと診療所との情報共有の場
	与那国町	○		○		地域ケア会議
	八重山合計	3	0	3	0	0

3

4 ※「設置方法」欄に複数の○がついている市町村は、どちらにするか検討中のもの。

5

1 ② 精神病床における一年以上長期入院患者数の減少

2 ○ 国の基本指針では、平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の一年以
3 上長期入院患者数及び 65 歳以上の一年以上長期入院患者数について、治療抵
4 抗性統合失調症治療薬の普及見通しや、これまでの認知症施策の実績等を踏ま
5 えて目標設定することとしており、下記の式により算定した患者数を目標値と
6 しています。

7 ○ なお、当該目標値は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第
8 1 項に規定する医療計画との関係に留意することとされています。

9 (算定式)

10 平成 26 年の性・年齢階級別慢性期入院受療率（認知症を除く） $\times \alpha \times \beta^3 \div$
11 調整係数 $0.95 \times$ 平成 32 年の性・年齢階級別推計人口 + 平成 26 年の性・年齢
12 階級別慢性期入院受療率（認知症） $\times \gamma^3 \times$ 平成 32 年の性・年齢階級別推計人
13 口

14 ※ α ：継続的な入院治療を要する患者の割合

15 ※ β ：治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した 1 年あたりの
16 地域精神保健医療体制の高度化による影響値

17 ※ γ ：これまでの認知症施策の実績を勘案した 1 年あたりの地域精神保健医療体
18 制の高度化による影響値

19 ○ 県では、沖縄県第 7 次医療計画のとおり、 α を 0.91、 β を 0.99、 γ を 0.98
20 と定め、国の基本指針に示す算定式により、平成 32 年度末における一年以上
21 長期入院患者数について、65 歳未満を 1,373 人、65 歳以上を 1,679 人と
22 目標設定します。

23 ※ 地域移行を促す基盤整備、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及、認知症施策
24 の推進等の政策効果を見込みます将来の入院患者数を推計すると、65 歳未満は
25 1,477 人（目標との差 104 人）、65 歳以上は 1,797 人（目標との差 118
26 人）と見込まれます。

目標値	平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の一年以上 長期入院患者数	1,373 人
目標値	平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の一年以上 長期入院患者数	1,679 人

1 ③ 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇

- 2 ○ 国の基本指針では、入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の精神障害者
3 の退院率について、平成32年度における目標値を以下のとおりとしています。
4 〈3か月時点〉 69%以上
5 〈6か月時点〉 84%以上
6 〈1年時点〉 90%以上
7 ○ 沖縄県第7次保健医療計画のとおり、平成32年度における入院後3か月時
8 点、6か月時点、1年時点の退院率目標値を以下のように設定します。
9

目標値	平成32年度における入院後3か月時点の退院率	69%
目標値	平成32年度における入院後6か月時点の退院率	85%
目標値	平成32年度における入院後1年時点の退院率	92%

10
11 【精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整
12 備量】

- 13 ○ 国の基本指針では、平成32年度末までに精神病床の長期入院患者が地域移
14 行することに伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）につ
15 いて、下記の算定式で定めることとされています。
16 (算定式)
17 政策効果を見込まない将来の入院患者数－平成32年度末における入院患者
18 目標数
19 ○ 成果目標の②（前ページ）のとおり、政策効果を見込まない将来の入院患者
20 数と入院患者目標数との差は、65歳未満が104人、65歳以上は118人と
21 なっており、合計222人の地域移行に対応した精神保健医療福祉体制の基盤
22 整備が必要と見込まれます。
23 ○ 県内医療機関に長期入院している精神障害者の、住所地別の患者数に応じた
24 割合で、各市町村へ基盤整備量を按分しています。

1 精神障害者の地域移行に係る各市町村の基盤整備量

市町村名		住所地別長期入院患者数(人)		基盤整備量(人)	
		うち65歳以上	うち65歳未満	うち65歳以上(A)	うち65歳未満(B)
沖縄県計	2,397	1,147	1,250	222	118 104
那覇市	651	317	334	61	33 28
宜野湾市	144	70	74	13	7 6
石垣市	22	13	9	2	1 1
浦添市	142	77	65	13	8 5
名護市	87	45	42	8	5 3
糸満市	252	88	164	23	9 14
沖縄市	180	109	71	17	11 6
豊見城市	71	35	36	7	4 3
うるま市	162	75	87	15	8 7
宮古島市	31	21	10	3	2 1
南城市	101	54	47	10	6 4
国頭村	7	2	5	1	0 1
大宜味村	7	4	3	1	1 0
東村	5	3	2	0	0 0
今帰仁村	15	7	8	2	1 1
本部町	19	8	11	2	1 1
恩納村	14	11	3	1	1 0
宜野座村	6	5	1	1	1 0
金武町	20	10	10	2	1 1
伊江村	5	2	3	0	0 0
読谷村	38	14	24	3	1 2
嘉手納町	23	11	12	2	1 1
北谷町	26	12	14	2	1 1
北中城村	28	9	19	3	1 2
中城村	34	18	16	3	2 1
西原町	50	25	25	5	3 2
与那原町	25	13	12	2	1 1
南風原町	102	40	62	9	4 5
渡嘉敷村	1	0	1	0	0 0
座間味村	2	2	0	0	0 0
粟国村	0	0	0	0	0 0
渡名喜村	3	2	1	0	0 0
南大東村	1	1	0	0	0 0
北大東村	0	0	0	0	0 0
伊平屋村	2	0	2	0	0 0
伊是名村	4	3	1	0	0 0
久米島町	23	4	19	3	1 2
八重瀬町	88	32	56	8	3 5
多良間村	2	1	1	0	0 0
竹富町	2	2	0	0	0 0
与那国町	2	2	0	0	0 0

2

3

4

5

(作成) 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

住所地別長期入院患者数の出典:

精神保健研究所 精神保健計画研究部 新精神保健福祉資料平成29年速報版より

- 1 ④ 地域生活移行者の増加
- 2 ○ 国の基本指針やこれまでの実績などを踏まえるとともに、市町村計画との整
3 合を図る必要があることから、平成 28 年度末の施設入所者数と比較した平成
4 32 年度末までに地域生活へ移行する者の割合を 3.6% (83 人) に設定します
5 (別表 1)。
- 6

目標値	平成 28 年度末の施設入所者数と比較して、平成 32 年度末ま でに地域生活へ移行する者の割合	3.6% (83 人)
-----	---	----------------

- 7 ⑤ 施設入所者の削減
- 8 ○ 国の基本指針やこれまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計画
9 との整合を図る必要があることから、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28
10 年度末の施設入所者数と比較した削減割合を 1.1% (26 人) と設定します (別
11 表 1)。
- 12
- 13

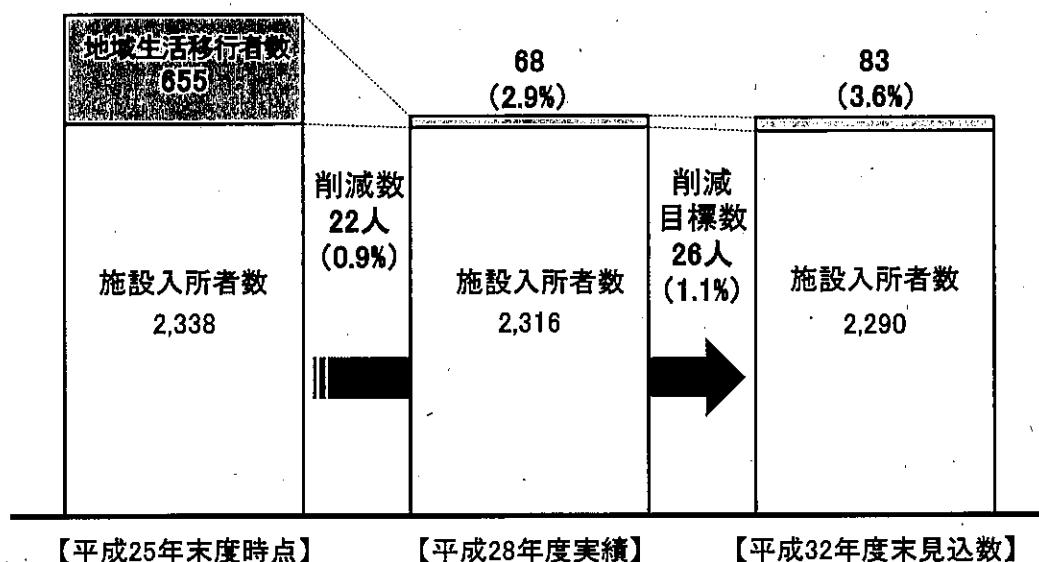
目標値	平成 28 年度末の施設入所者数と比較して、平成 32 年度末 の施設入所者数の削減見込みを設定する。	1.1% (26 人)
-----	--	----------------

14 ○目標値

(別表 1)

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,316 人	平成 28 年度末現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,290 人	平成 32 年度末時点の施設入所者数とする。
削減見込数(A-B)	【目標値】 1.1% (26 人)	平成 28 年度末の施設入所者数と比較して、平成 32 年度末の施設入所者数の削減見込みを設定する。
地域生活移行者数	【目標値】 3.6% (83 人)	平成 28 年度末の施設入所者数から、平成 32 年度末 までに地域生活へ移行する者の数を設定する。

福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは、
　　福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

　　福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）へ移行したものいい、病院、他入所施設（老人、障害）、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

【参考・市町村の成果目標】

① 地域生活支援拠点等の整備

- 国の基本指針では、地域生活支援拠点または居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（「地域生活支援拠点等」）について、平成32年度までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。
- 地域生活支援拠点等の整備は、各市町村の目標となります。参考までに、平成30年1月時点における、地域生活支援拠点の整備に係る市町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

【参考】地域生活支援拠点等の整備（市町村の検討状況・平成30年1月時点）

	1 整備区域			未定	2 整備手法				
	① 単独整備	② 圏域整備	③ 圏域の範囲		① 多機能拠点整備型	② 面的整備型	③ 多機能拠点+面的整備	④ その他	⑤ 未定
北部圏域	名護市	○				○			
	国頭村		○	北部圏域			○		
	大宜味村		○	北部圏域			○		
	東村		○	北部圏域			○		
	本部町		○	北部圏域			○		
	今帰仁村		○	北部圏域			○		
	伊江村		○	北部圏域			○		
	伊平屋村	○			○				
	伊是名村	○				○			
	北部合計	3	6		0	1	2	6	0
中部圏域	沖縄市	○							○
	宜野湾市			○					○
	うるま市		○	未定					○
	恩納村				○		○		
	宜野座村				○				○
	金武町				○				○
	読谷村	○				○			
	嘉手納町		○	未定		○			
	北谷町		○	未定		○			
	北中城村				○				○
	中城村				○		○		
	中部合計	2	3		6	0	5	0	6
南部圏域	那覇市	○				○			
	浦添市	○				○			
	糸満市	○				○			
	豊見城市		○	南部圏域		○			
	南城市		○	南部圏域		○			
	西原町		○	南部圏域		○			
	南風原町		○	南部圏域			○		
	与那原町		○	南部圏域		○			
	八重瀬町	○				○			
	久米島町		○	南部圏域		○			
	北大東村		○	未定					○
	南大東村	○					○		
	渡嘉敷村	○					○		
	座間味村	○							○
	栗園村		○	南部圏域					○
	南部合計	8	8		0	1	8	1	3
宮古圏域	宮古島市	○							○
	多良間村	○							○
	宮古合計	2	0		0	0	0	1	1
	石垣市	○				○			
	竹富町			○					○
八重山圏域	与那国町	○							○
	八重山合計	2	0		1	0	1	0	1
		17	17		7	2	16	7	11

(注) 1 整備区域

「単独整備」…当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」…当該市町村外の社会資源等を利用して拠点に必要な機能を確保すること。

2 整備手法

「多機能拠点整備型」…地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

1 (4) サービスの提供体制の確保

2 ① 訪問系サービス

3 **サービスの種類**

サービス種別	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです(※H29年4月現在、県内に当該サービス事業所はありません)。

4

5 **各年度の見込量**

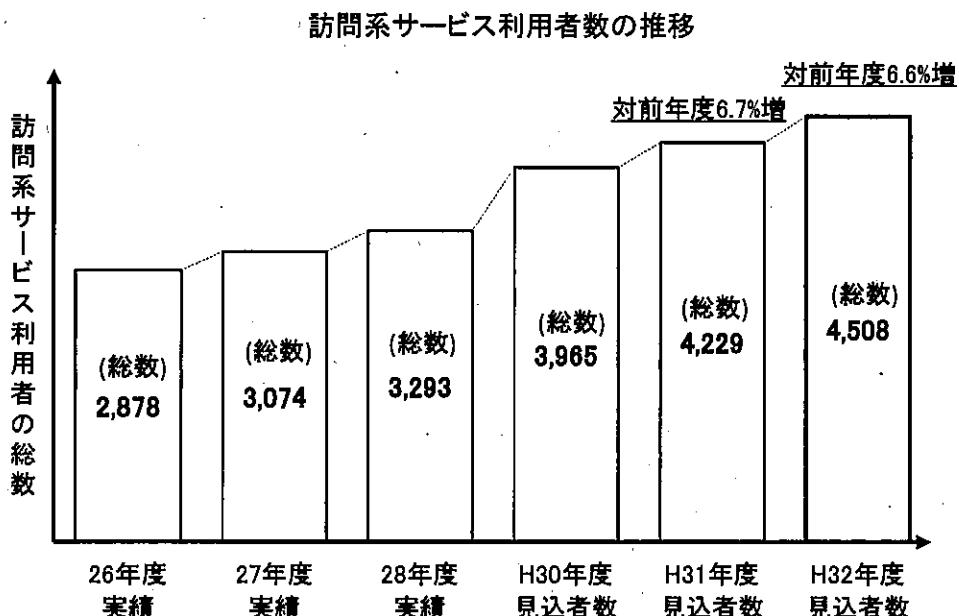
サービス種別	30年度見込み		31年度見込み		32年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系サービス ※居宅介護(通院等乗降介助は除く。)	3,965	117,333	4,229	126,112	4,508	135,290

※ 利用量の単位:時間/月

6

7 【見込みの考え方】

- 8 ○ 市町村ごとにこれまでのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成32年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものをお基本としています。
- 9 ○ 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が10 増加すると見込んでいます。



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

1
2

3 ② 日中活動系サービス（就労系を除く）

4 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

5
6

1

各年度の見込量

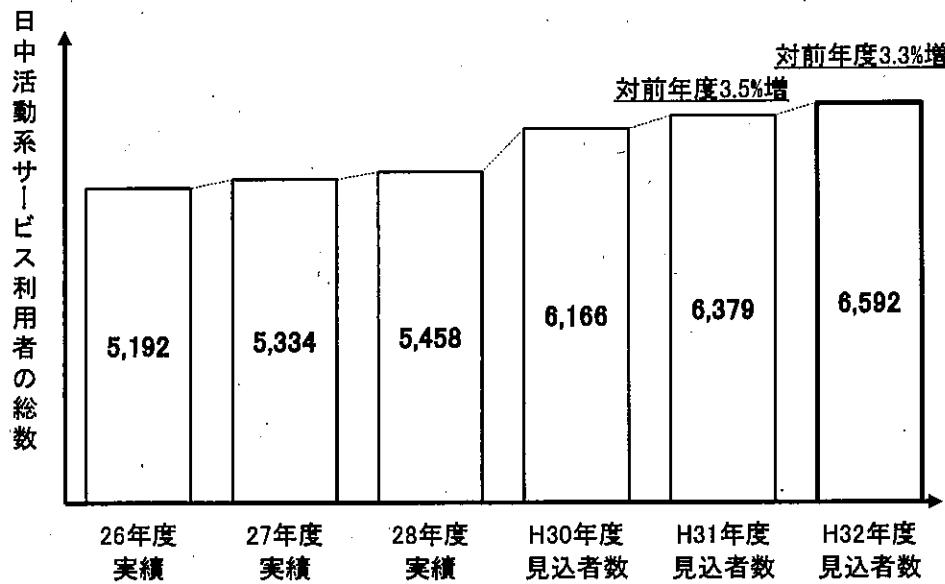
サービス種別	30年度見込み		31年度見込み		32年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	4,211	83,694	4,308	85,650	4,411	87,716
自立訓練(機能訓練)	72	1,078	80	1,204	91	1,351
自立訓練(生活訓練)	540	9,921	578	10,619	612	11,290
療養介護	437		443		448	
短期入所(福祉型)	820	5,318	877	5,678	929	6,070
短期入所(医療型)	86	404	93	435	101	460

※ 利用量の単位:人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

2

日中活動系サービス利用者数(就労系を除く)の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

3

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成29年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成32年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮しています。

1 ③ 居住支援・施設系サービス

2 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した生活を営むまでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等を行い、相談・助言を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、グループホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

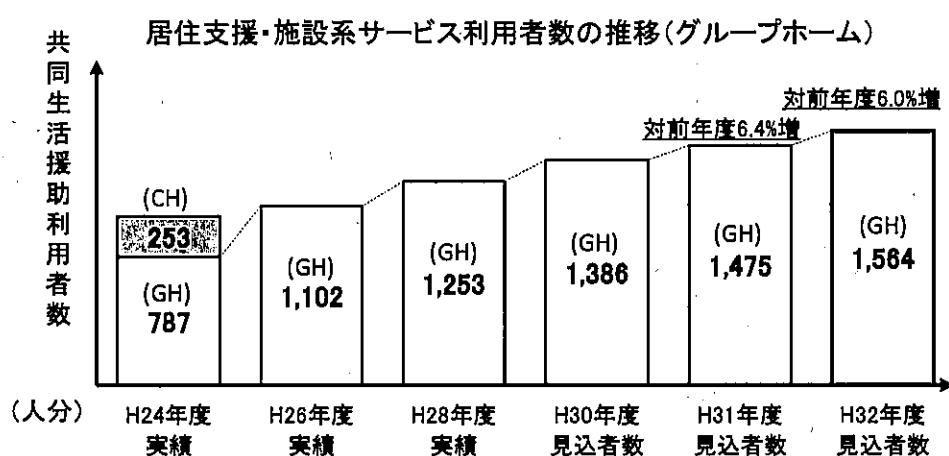
3

4 各年度の見込量

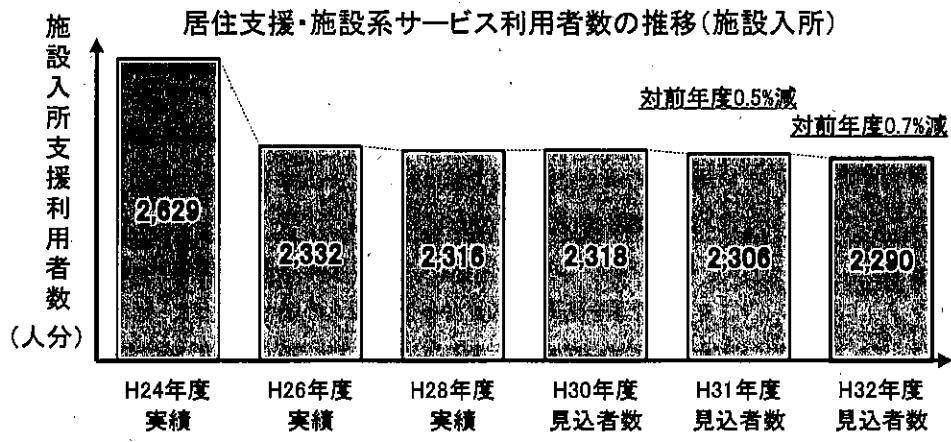
サービス種別	30年度見込み	31年度見込み	32年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
自立生活援助	131	162	184
共同生活援助 (GH)	1,386	1,475	1,564
施設入所支援	2,318	2,306	2,290

※ 単位:人/月

5



6



1

2 【見込みの考え方】

- 3 ○ 市町村ごとに平成 29 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情
4 等を勘案して、平成 32 年度までの利用量を見込み、その数値を集計したもの
5 を基本としています。
- 6 ○ 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者
7 や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮し、共同生活援助（グループホ
8 ーム）及び自立生活援助の利用者を見込んでいます。
- 9 ○ 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成 28
10 年度の施設入所者数から平成 32 年度末までに 1.1% 減少するものと見込んで
11 います。

12

13 【指定障害者支援施設の各年度の必要入所定員総数】

- 14 ○ 指定障害者支援施設の入所定員数について、平成 28 年 4 月 1 日における本
15 県の障害者支援施設の入所定員は 2,388 人で、利用者数は 2,366 人（充足率
16 99.1%）です。この数値と平成 30 年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、
17 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成 32 年度
18 の定員は 2,310 人になります。

19

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数

単位:人

平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2,388	2,349	2,336	2,310

20

1 ④ 相談支援

2 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の二つにより構成されるサービスで、サービス利用支援では障害者の利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、継続サービス利用支援ではサービス等利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するに当たり、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所の体験利用、一人暮らしに向けた体験宿泊等の支援を提供するサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

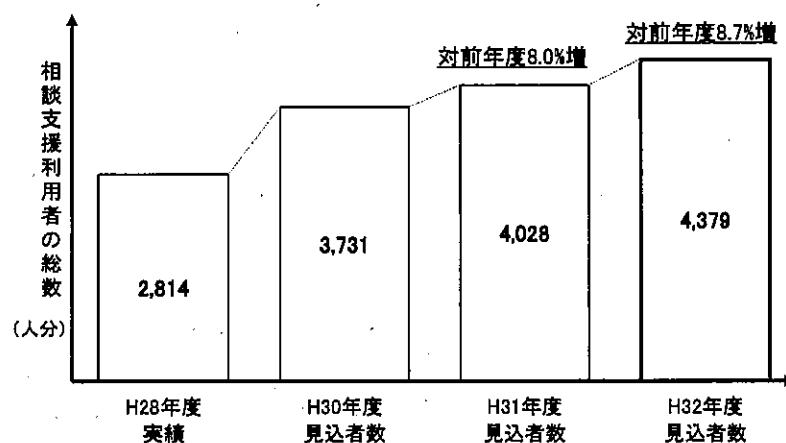
3

4 各年度の見込量

サービス種別	30年度見込み	31年度見込み	32年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	3,731	4,028	4,379
地域移行支援	69	115	160
地域定着支援	38	58	80

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)

計画相談支援の推移



5

6

1 ア 計画相談支援

2 【見込みの考え方】

- 3 ○ 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、
4 すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量
5 を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、数
6 値を見込んでいます。
- 7 ○ モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考
8 え方で算出しています。

9 (ア) 在宅のサービス利用者のうち、

- 10 • 一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
- 11 • それ以外については6か月ごとに実施

12 (イ) 施設入所者については1年ごとに実施

13 イ 地域移行支援

- 14 ○ 市町村ごとに平成29年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情
15 等を勘案して、平成32年度までの利用量を見込み、その数値を集計したもの
16 を基本としています。
- 17 ○ 福祉施設からは地域移行を希望する者又は移行可能な者の数を、精神科病院
18 からは入院している障害者の地域移行に係る基盤整備量の見込みを踏まえ、市
19 町村ごとにその数値を見込んでいます。

20 ウ 地域定着支援

- 21 ○ 市町村ごとに平成29年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情
22 等を勘案するとともに、地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退
23 所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を
24 含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を
25 見込んでいます。

26

27

1 (5) 地域生活支援事業の実施

2 ① 市町村事業

3 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

県全体(平成30年度～平成32年度)

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	19	20	20
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	17	17	17
(3)相談支援事業			
①障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	89	90	91
基幹相談支援センター	12	14	15
②基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	26	27	27
③住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	13	14	15
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	106	123	135
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	7	7	8
(6)意思疎通支援事業			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	5,557	5,687	5,808
②手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	17	17	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付見込み件数			
①介護・訓練支援用具	166	170	174
②自立生活支援用具	379	384	389
③在宅療養等支援用具	288	295	300
④情報・意思疎通支援用具	338	344	357
⑤排泄管理支援用具	22,404	23,176	23,257
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	57	59	59
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	174	184	186
(9)移動支援事業 ※実利用見込み者数	3,066	3,411	3,848
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み箇所数	50	50	50
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	3,054	3,108	3,171
(11)先達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	0
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。※県と共同実施。			
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	34	34	34
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	10	10	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。※県と共同実施。			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	45	45	45
②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	1,100	1,100	1,100
(15)広域的な支援事業 ※①アは指定都市・保護所設置市及び特別区に限る ※①イウ及び②は指定都市に限る			
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業	0	0	0
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※ 協賛金の開催見込み数を記載	0	0	0
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※ ピアサポート従事者見込み者数を記載	0	0	0
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※ 運営委員会の開催見込み数を記載	0	0	0
②先達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協賛金の開催見込み数を記載	0	0	0

平成32年度 地域別

事業名	北部圏域	中部圏域	南部圏域	宮古圏域	八重山圏域	合計
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	3	8	7	1	1	20
(2) 自発的活動支援事業 ※実施自治体数	1	7	7	1	1	17
(3) 相談支援事業	/	/	/	/	/	/
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	24	26	30	5	6	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	3	3	7	1	1	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	8	9	8	1	1	27
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	2	6	5	1	1	15
(4) 成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	6	58	69	1	1	135
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	0	3	4	1	0	8
(6) 意思疎通支援事業	/	/	/	/	/	/
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	346	2,230	2,251	540	441	5,808
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	2	6	7	1	1	17
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数	/	/	/	/	/	/
① 介護・訓練支援用具	9	74	77	10	4	174
② 自立生活支援用具	20	133	192	30	14	389
③ 在宅療養等支援用具	18	99	160	15	8	300
④ 情報・意思疎通支援用具	23	70	204	15	45	357
⑤ 排泄管理支援用具	1,434	8,529	10,862	1,802	630	23,257
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6	24	22	5	2	59
(8) 手話事仕員養成研修事業	5	75	91	12	13	196
(9) 移動支援事業	108	1,269	2,267	146	58	3,848
(10) 地域活動支援センター ※実利用見込み箇所数	5	17	23	4	1	50
(11) 地域活動支援センター ※実利用見込み者数	91	835	2,104	41	100	3,171
(12) 発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0	0	0	0
(13) 障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	0	0	0	0
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。※県と共同実施。	/	/	/	/	/	/
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	34	0	0	34
② 聴ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成研修修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	10	0	0	10
(15) 広域的な支援事業 ※①アは指定都市、保健所設置市及び特別区に限る ※①イウ及び②は指定都市に限る	/	/	/	/	/	/
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	0	0	0	0	0	0
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※ 協議会の開催見込み数を記載	0	0	0	0	0	0
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※ ピアサポート従事者見込み者数を記載	0	0	0	0	0	0
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※ 運営委員会の開催見込み数を記載	0	0	0	0	0	0
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数を記載	0	0	0	0	0	0

1 ② 県事業

2 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	H30		H31		H32	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
①発達障害者支援センター運営事業	1	405	1	405	1	405
③高次脳機能障害支援普及事業	2	820	2	820	2	820
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※養成講習修了者数(登録者数)	-	手話80(10) 要約20(15)	-	手話80(10) 要約20(15)	-	手話80(10) 要約20(15)
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※養成講習修了者数(登録者数)	-	20(10)	-	20(10)	-	20(10)
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※利用件数	-	手話40 要約20	-	手話40 要約20	-	手話40 要約20
②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※利用件数	-	1,000	-	1,000	-	1,000
(4) 意思疎通支援を行う者の 派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ※実施の有無						
(5) 広域的な支援事業						
①都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関するアドバイザー見込み者数	5	-	5	-	5	-
②精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※協議会の開催数	1	-	1	-	1	-
イ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※運営委員会の開催数	2	-	2	-	2	-

3

4 イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

5 (ア) 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

- 6 • 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 7 支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施します。
- 8 さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発を図ります。
- 9
- 10 • 相談支援体制整備事業
- 11 各圏域に相談支援に関するアドバイザー(圏域アドバイザー)を配置し、
- 12 困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉事務所等と協働で自立
- 13 支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を育成し、
- 14 相談支援体制を整備します。

- 1 • 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
2 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために、医療機関、
3 地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地
4 域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体
5 制整備に努めます。

- 6 • 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
7 発達障害児（者）の支援体制の整備を図るために、医療、保健、福祉、教
8 育、労働等に関する業務を行う関係者及び当事者団体等で構成される沖縄
9 県発達障害者支援体制整備委員会を開催し、関係機関との相互の連携によ
10 り、地域の実状に応じた体制整備に努めます。

11 (イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

- 12 • 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
13 社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るために、
14 身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通
15 訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

- 16 • 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
17 盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成
18 する研修を実施します。

- 19 • 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
20 社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者、中途失聴者等の自立と社会参加
21 を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村民が参加
22 する会議や講演等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

- 23 • 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
24 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等
25 の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施します。

- 26 • 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
27 手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を超えた派遣が市町村において適
28 切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

29 (ウ) サービス・相談支援者、指導者育成事業

- 30 相談支援従事者や障害支援区分認定調査員等の人材養成については、障害
31 福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があるこ
32 とから、計画的に各種研修事業を実施します。

1 • 障害支援区分認定調査員等研修事業

2 障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能
3 を習得させるとともに、資質の向上を図るために、障害支援区分認定調査員
4 研修、市町村審査会委員研修を実施します。

5 • 相談支援従事者等研修事業

6 精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービス等を申請する
7 全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから
8 相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実
9 施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

10 また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者
11 現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース
12 別研修を実施します。

13 • サービス管理責任者等研修事業

14 障害福祉サービス事業所や施設において、サービスの質を確保するため、
15 個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス
16 管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施します。

17 ○ (イ) その他の事業

18 ○ 県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していく
19 こととします。

2 障害者が働き続けることができる環境の整備

沖縄県における障害者雇用については、民間企業の実雇用率が22年連続して全国平均を上回るとともに、6年連続で過去最高を更新するなど着実に進展している状況がある一方、職場への定着という課題が指摘されています。

また、一部の就労系福祉サービスについて、正当な理由なく利用者の意に反し労働時間を短く抑える等不適切な運営が課題となっています。

障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう

- ・障害者がそれぞれの特性に最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援

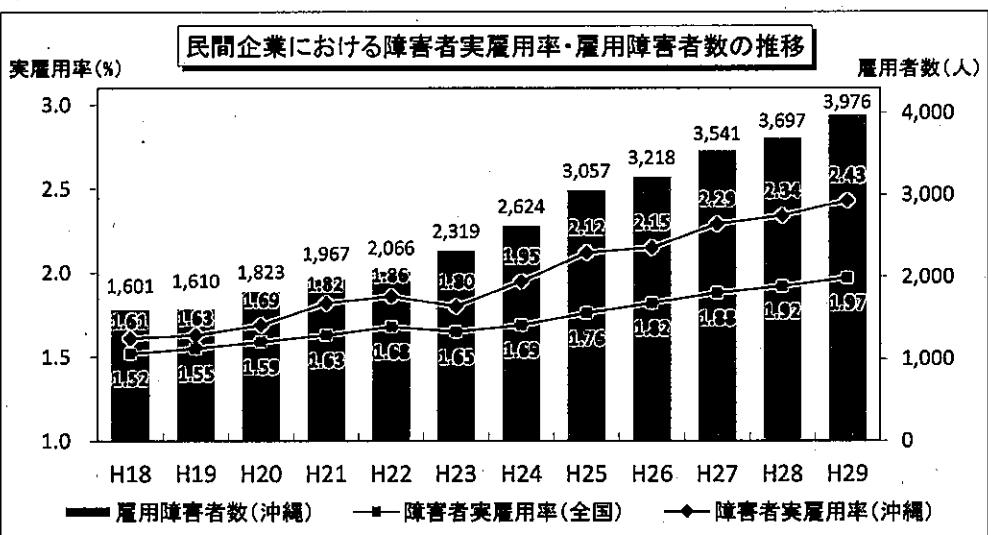
- ・障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く力を伸ばしていくけるようにするための支援

について取り組みます。

(1) 現状及び課題

◇沖縄県の障害者の就労状況

○ 沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成29年6月1日において、全国平均の1.97%を上回る2.43%（全国6位）となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.0%を大きく上回っています。



雇用障害者数 (単位:人)

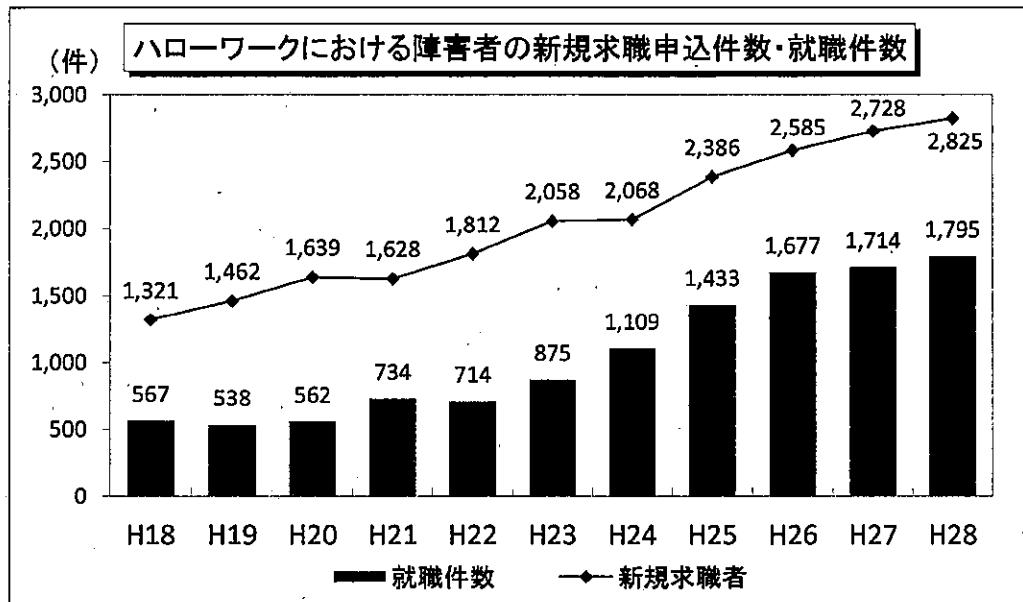
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
沖縄	1,601	1,610	1,823	1,967	2,066	2,319	2,624	3,057	3,218	3,541	3,697	3,976

障害者実雇用率 (単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97
沖縄	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43

出典:障害者雇用状況報告(沖縄労働局)(調査時点:毎年6月1日)

- 公共職業安定所（ハローワーク）における障害者の新規求職申込件数・就職件数は年々増加し、平成28年度には2,825件の新規求職申込みに対し、1,795件の就職実績となっています。



新規求職者 (単位:件)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1,321	1,462	1,639	1,628	1,812	2,058	2,068	2,386	2,585	2,728	2,825

就職件数 (単位:件)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
567	538	562	734	714	875	1,109	1,433	1,677	1,714	1,795

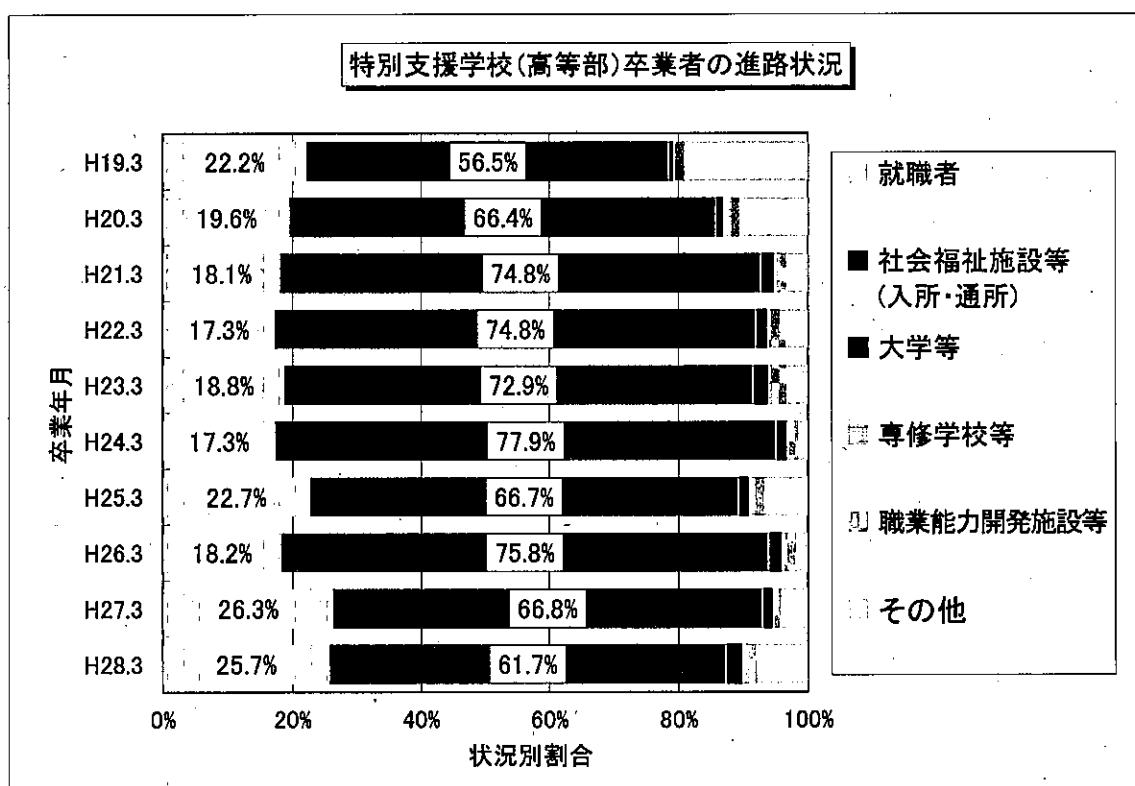
出典:H28年度 職業安定業務統計(沖縄労働局)

- 平成28年3月の特別支援学校（高等部）卒業者303人のうち、78人が就職しており、就職率は25.7%となっています。

特別支援学校（高等部）卒業生の進路状況 (単位:人)

区分 卒業月	卒業者 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開 発施設等	その他
平成19年3月	239	53	135	1	0	6	44
平成20年3月	235	46	156	2	0	6	25
平成21年3月	210	38	157	4	2	2	7
平成22年3月	266	46	199	4	0	8	9
平成23年3月	240	45	175	5	1	6	8
平成24年3月	271	47	211	4	1	4	4
平成25年3月	282	64	188	4	0	8	18
平成26年3月	269	49	204	5	1	5	5
平成27年3月	289	76	193	4	0	4	12
平成28年3月	303	78	187	7	3	4	24

出典:学校基本調査報告書(県統計課)



1

2

◇障害者の職場定着の状況

- 平成 28 年度就労移行等実態調査によれば、県内の就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所の利用者のうち、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に企業等（就労継続支援 A 型を除く）に就職し又は在宅雇用された者の職場定着率は、定着期間 1 年以上が 67.4%、定着期間 2 年以上が 56.0% となっています。

平成25年度 (H25.4.1～H26.3.31) 就職者の 1年以上定着率	平成25年度 (H25.4.1～H26.3.31) 就職者の 2年以上定着率
67.4%	56.0%

9

- 平成 29 年度就労移行等実態調査

平成26年度 (H26.4.1～H27.3.31) 就職者の H29.4.1時点定着率	平成27年度 (H27.4.1～H28.3.31) 就職者の H29.4.1時点定着率	平成28年度 (H28.4.1～H29.3.31) 就職者の H29.4.1時点定着率
57.5%	65.2%	76.2%

11

12 ※平成 28 年度調査と平成 29 年度調査では職場定着に係る質問形式が異なる。

1 ○ 全国の障害者の平均勤続年数の推移

2 障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加し
3 ていることもあり、10年以下にとどまっており、中でも全体的に、精神障害
4 者の場合には短い傾向が見られます。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

6 出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25年度）（厚
7 生労働省障害者雇用対策課）

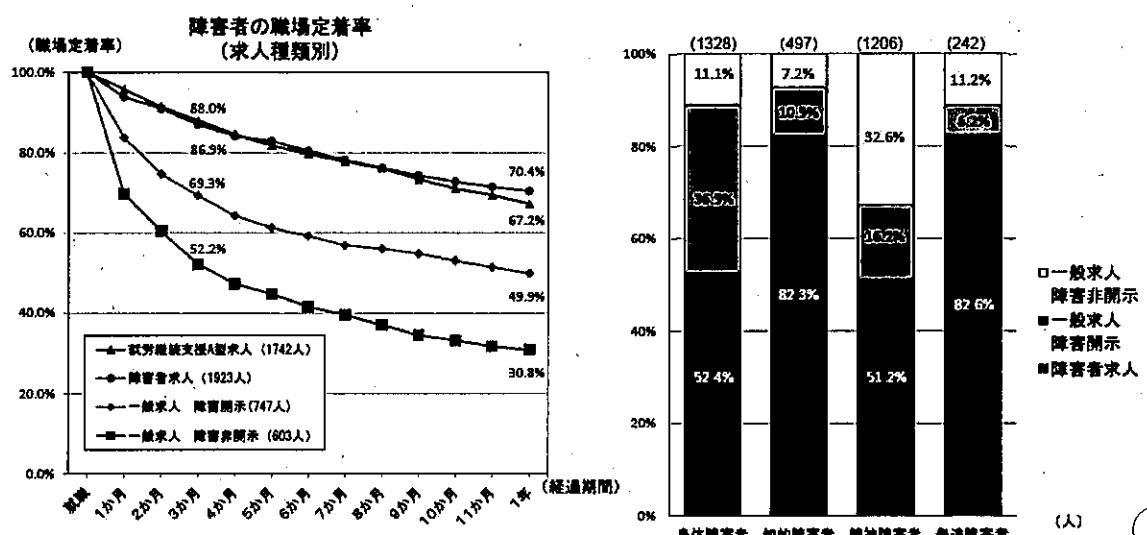
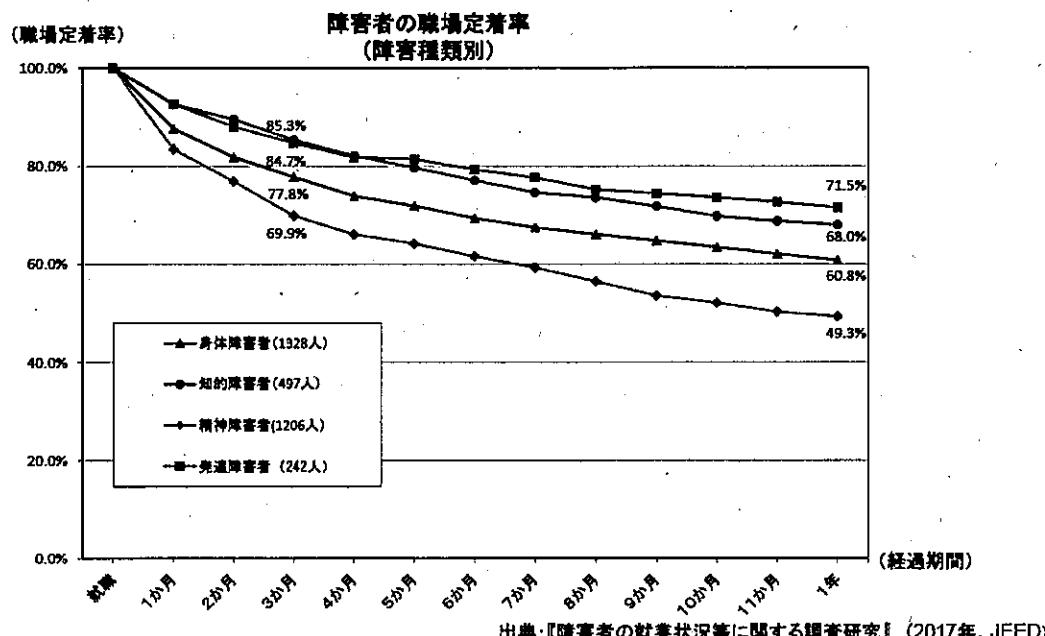
8 ○ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（各年11月1日）までの勤続年数をい
9 う。

10 ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採
11 用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認し
12 た年月を、それぞれ起点としている。

13 ○ 全国の障害者の職場定着の状況（障害種別、求人種類別）

14 障害者の就職後1年時点の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場
15 合は比較的高いのに対して、精神障害については定着率が5割未満の状況とな
16 っています。

17 就職する際の障害開示の有無による就職後1年時点の職場定着状況は、就労
18 繼続支援及び障害者求人は高い傾向がありますが、一般求人に障害開示・非開
19 示で就職する場合に、職場定着率は低くなる傾向があります。また、発達障害
20 者は一般求人障害開示、精神障害者は一般求人障害非開示で就職するケースが
21 多くみられます。



同一職種の求人非開示とは、一般求人に紹介された者うち、ハローワークに障害の情報を開示している者で、企業に対しては障害の情報を開示せずに就職した者を指す。なお、事業主は、雇用労働者の障害の情報等の把握・確認等を行った際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って、プライバシーに配慮する必要があります。本人の意に反してプライバシーに係る情報の機密等を行わせてはならない。また、事業主には、障害者雇用促進法に基づき、雇用障害者に対し、差別の禁止、合理的配慮の実施等の義務が課されている。

出典:『障害者の就業状況等に関する調査研究』(2017年、JEED)
右図上の括弧内の数値は、サンプル数

2

3 ○ 障害者の継続雇用の課題となり得る要因

4 3ヶ月未満で離職した具体的な理由は、「労働条件があわない」19.1%、「業務
5 遂行上の課題あり」18.1%、「障害・病気のため」14.3%で多くなっています。
6

7 また、3ヶ月以降1年未満で離職した具体的な理由は、「障害・病気のため」
8 17.4%、「人間関係の悪化」10.8%、「労働条件があわない」10.1%、「業務
9 遂行上の課題あり」10.1%と多くなっています。

1 継続雇用には、労働条件や人間関係などの働きやすい環境づくりをはじめ、
2 それぞれの障害特性に応じた就職となっていること（マッチング）、障害者本人
3 の健康維持など、様々な面から課題解決に取り組む必要があります。

4

5 求人種類別の1年未満離職者の具体的な離職理由

	人数	障害・病気	労働条件	業務遂行上	人間関係	職場以外	労働意欲	キャリアアップ	基本的労働習慣	将来への	その他の	不明
		のため	があわない	の課題あり	の悪化	の要因	に課題あり	ブのため	慣に課題あり	不安	理由	
障害者求人	251	17.9%	15.5%	16.3%	12.0%	3.6%	2.0%	0.8%	2.4%	0.8%	7.6%	31.5%
未か月一般求人障害開示	229	16.3%	24.5%	19.7%	8.3%	2.2%	2.2%	0.4%	0.9%	2.2%	9.6%	27.1%
未か月一般求人障害非開示	288	10.4%	18.1%	18.4%	8.3%	5.2%	3.5%	2.8%	3.1%	2.8%	14.6%	26.7%
合計	768	14.3%	19.1%	18.1%	9.5%	3.8%	2.6%	1.4%	2.2%	2.0%	10.8%	28.4%
障害者求人	319	18.8%	7.8%	11.0%	13.2%	5.0%	3.4%	3.4%	3.8%	1.9%	15.4%	31.0%
未か月一般求人障害開示	145	18.6%	16.6%	11.0%	9.0%	3.1%	1.4%	6.9%	0.7%	3.4%	11.0%	25.5%
未か月一般求人障害非開示	129	12.1%	8.5%	7.0%	7.0%	2.3%	4.7%	3.1%	2.3%	4.7%	16.3%	40.3%
合計	593	17.4%	10.1%	10.1%	10.8%	4.0%	3.2%	4.2%	2.7%	2.9%	14.5%	31.7%

注：離職者の具体的な離職理由を確認した結果であるため、雇用保険上の離職理由において「会社都合、契約期間満了」はその他として、「不明」の場合は不明として計上している。

6 出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者職業総合センター調査研究報告書No.
7 137「障害者の就業状況等に関する調査研究」（2017年4月）

8

9 ◇福祉施設から一般就労への移行者数等

- 10 ○ 福祉施設から一般就労への移行者数は、第1期計画以降、年々増加しており、
11 平成28年度における実績値は251人となっています。
12 ○ 平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数は657人となっています
13 が、平成26年度697人、平成27年度673人で、減少傾向となっています。
14 ○ 平成28年度末の就労移行支援事業所数（就労移行実態調査に回答があった
15 事業所に限る。）は83か所となっています。
16 ○ 平成28年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割を超えて
17 いる事業所（推計）は、25か所で全体の30%となっています。

18

19 ◇最も適した「働く場」への移行

- 20 ○ 就職した障害者の中には、仕事の内容が個々の障害特性や障害の程度等に合
21 わず、就労を長く続けることが難しい状況があります。障害者が安定して働き
22 続けるためには、職場の理解等職場環境改善だけではなく、個々の障害特性や
23 障害の程度等に合わせた仕事の内容などを見極めることも必要となってきます。
24 障害者の最も適した「働く場」については、一般就労の場だけで考えるの
25 ではなく、福祉的就労の場も含めて検討する必要があることから、一般就労と福
26 祉的就労に関する支援機関の連携を密にする体制を構築する必要があります。

27

28

1 ◇就労継続支援事業等福祉的就労の質の問題

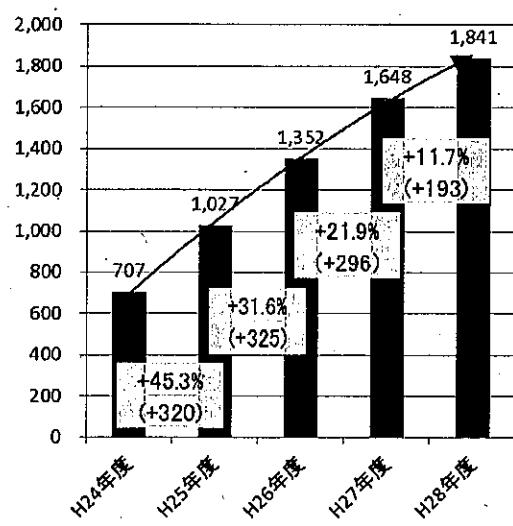
2 ○ 就労継続支援事業の不適切な運用

3 県内の就労継続支援事業については、利用者数及び事業所数とも、毎年、大
4 きく増加しております。主な生産活動は、施設清掃活動や農産物の生産・加工
5 などとなっております。一方で、利用者の働きやすい環境整備等のために給付
6 される自立支援給付費を利用者の賃金に充てる事業者があることが一部指摘さ
7 れています。

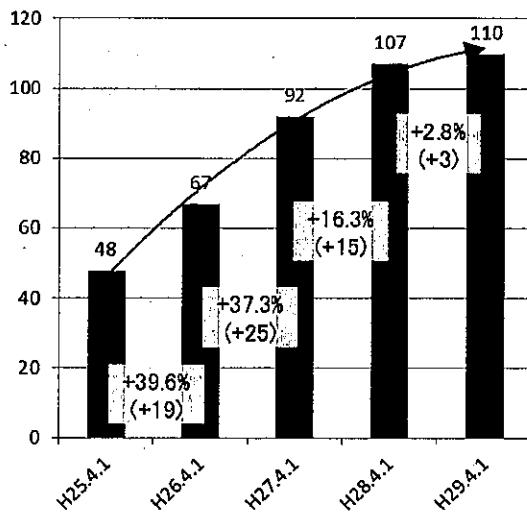
8

9 沖縄県の状況（就労継続支援 A型）

10 利用者数の推移(人)

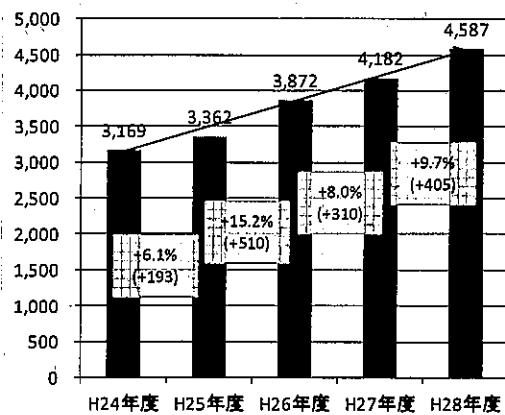


事業所数の推移(カ所)

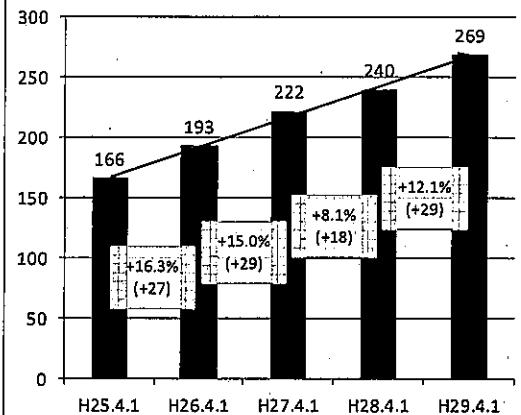


沖縄県の状況（就労継続支援 B型）

利用者数の推移(人)

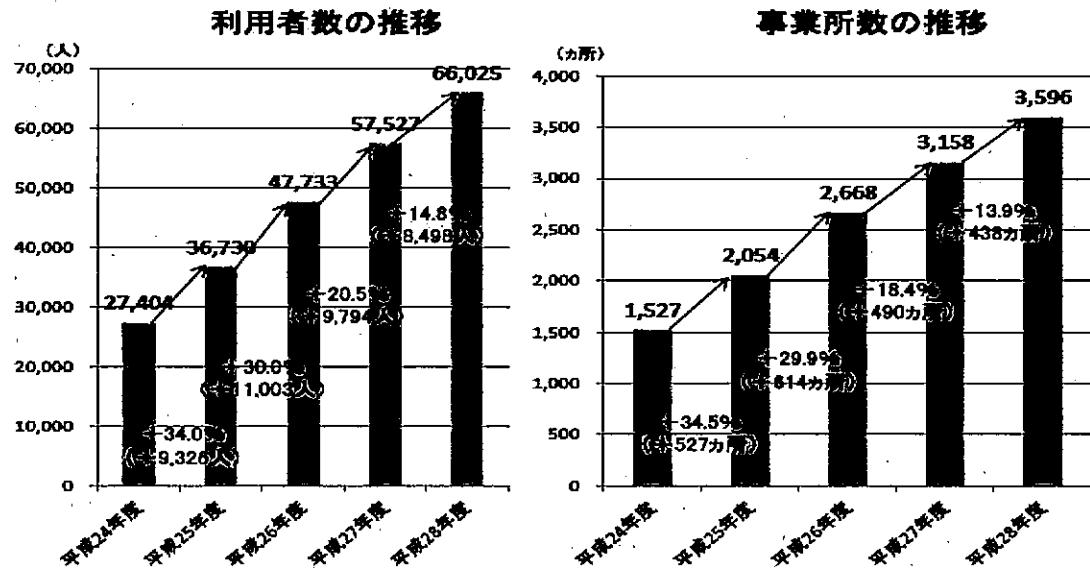


事業所数の推移(カ所)



1

全国の状況（就労継続支援 A型）



2

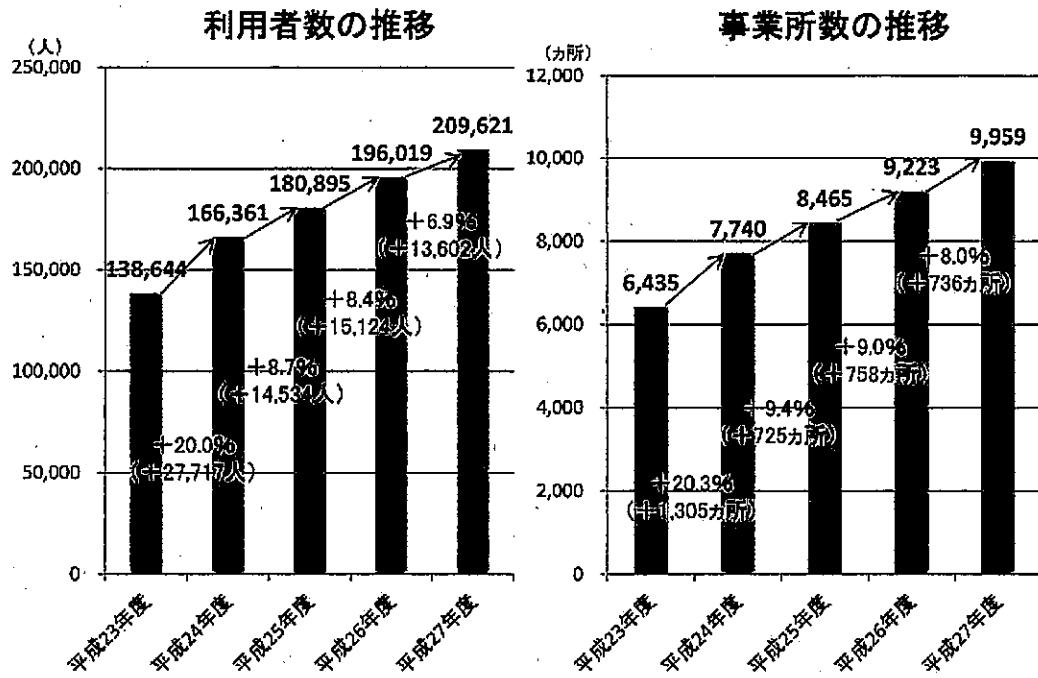
3

【出典】国保連データ（利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分）

4

5

全国の状況（就労継続支援 B型）



6

7

8

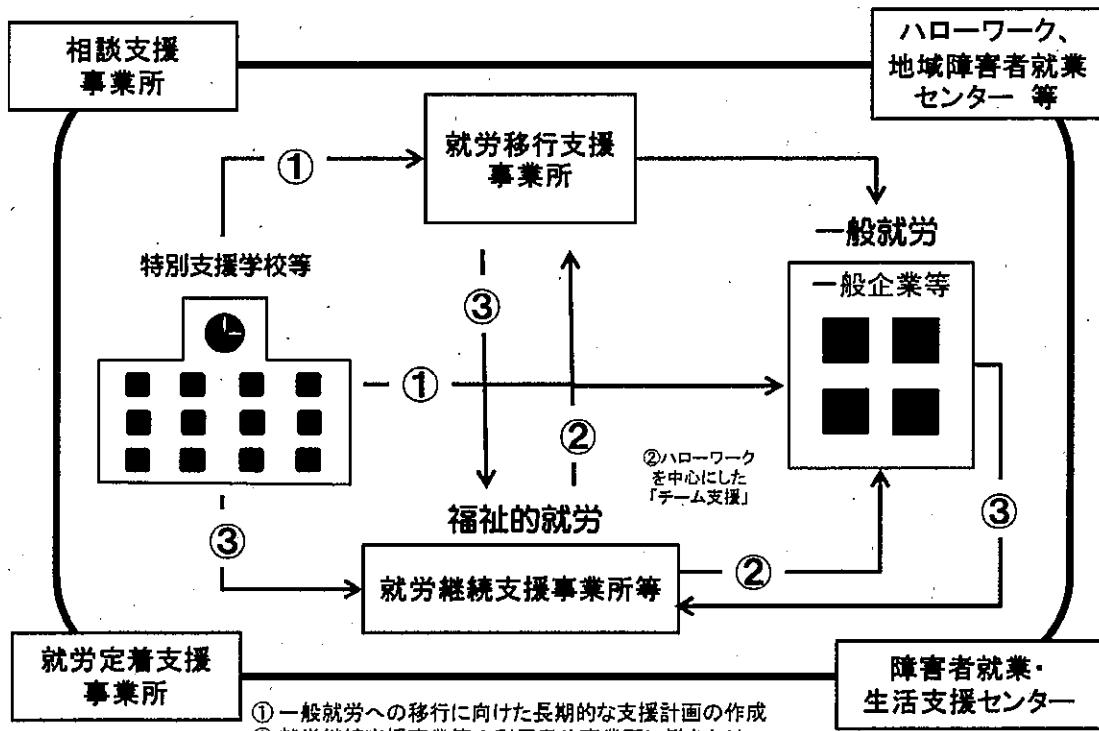
【出典】国保連データ（利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分）

（2）県の取り組み

○ 就労移行等連携調整事業

障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。そのためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援をすることが重要です。

このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行います。



○ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の職業生活における自立支援のために県内5圏域に設置した障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、生活上の相談や就業に伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行い、障害者の就職や職場定着を図ります。

【実績】 登録者数：1,346人（平成19年度）→2,958人（平成28年度）

支援延件数（平成28年度）：7,169件

1 ○ 農福連携事業

2 農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援事業所における障害者の
3 工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え
4 地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専
5 門家の派遣や農産物展示販売会等(農福連携マルシェ)の開催等を支援します。

6 ○ ITサポートセンター運営事業

7 ITを活用した就業への支援について、重度の在宅障害者の就労も視野に入
8 れた障害者に対するITスキルの向上に資する取り組みやパソコン機器等の使
9 用に関する支援を行う支援者の養成・派遣等を行います。

10 ○ 障害者工賃向上支援事業

11 就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、「沖縄県工賃向上計画」
12 に基づき、各種支援策を実施することにより、工賃水準を引き上げ、障害者の
13 自立した生活に向けた経済基盤の確立を図ります。

14 ○ <基本事業>

- 16 ①就労継続支援事業所等における工賃向上計画の策定支援
- 17 ②就労継続支援事業所等へ中小企業診断士等のコンサルタント等派遣(年
18 6事業所程度)
- 19 ③就労継続支援事業所の管理職員等に対する人材育成のための工賃アッ
20 プ研修会の開催
- 21 ④就労支援コーディネータの配置

22 ○ 【実績】

23 平均工賃(B型): 13,552円(平成18年度) → 14,704円(平成28年度)

26 ○ 障害者優先調達

27 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
28 に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定
29 め、障害者優先調達推進方針を毎年度策定・公表するとともに市町村に対する
30 策定に向けた助言等を行い、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要
31 の増進を図ります。

33 ○ 【実績】

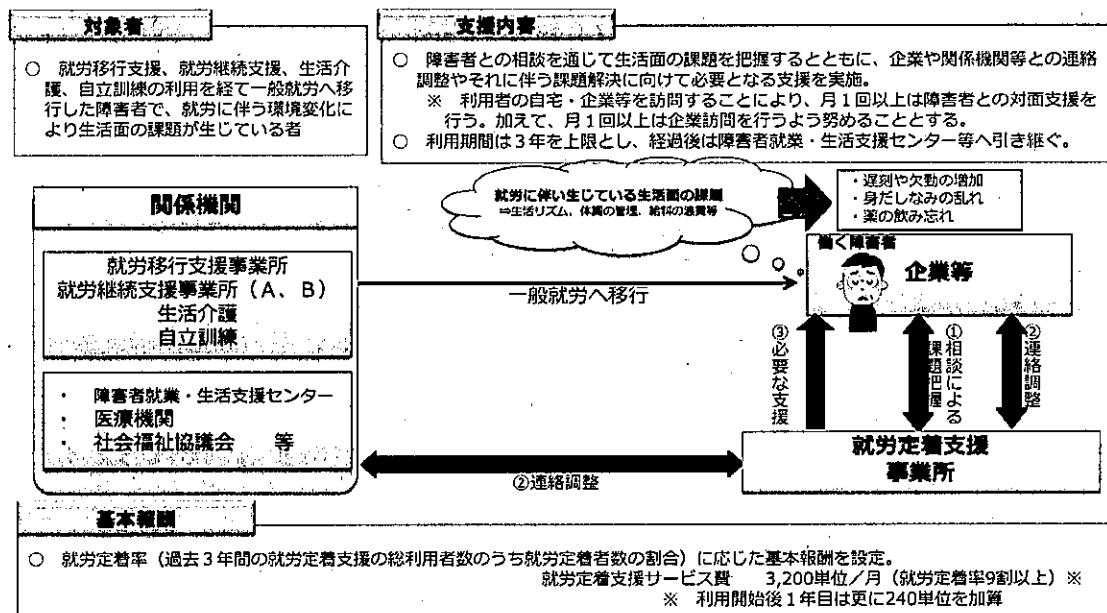
- 34 ① 障害者優先調達推進方針策定状況

35 • 沖縄県: 平成29年4月18日策定

- 1 ・市町村（平成 29 年 10 月末現在）：23 団体
 2 ② 障害者優先調達実績（平成 28 年度）
 3 ・県：60,230 千円（平成 27 年度：56,913 千円）
 4 ・市町村：230,391 千円（平成 27 年度：152,567 千円）
 5
 6 ○ 平成 30 年度から始まる新たなサービスである就労定着支援について、市町
 7 村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保及び質の担保に努めるとと
 8 もに、利用を促すため、県ホームページ等により周知を図っていきます。

10

就労定着支援の概要



11

出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

12
 13

- 14 ○ 心のバリアフリー推進事業
 15 障害者雇用等について、関係者からの「障害者に対する差別感を排除し、障
 16 害に関係なく地域社会で共生し、共に働くことが当たり前であるという精神を
 17 広く醸成していくことが重要」との意見を踏まえ、県民に対する普及啓発等
 18 により障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。
- 19 ○ 指定障害福祉サービス事業者等の質の担保を図り、各支援機関が連携できる
 20 体制を構築するため、実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サー
 21 ビス事業者等に対する指導・支援を強化します。
- 22 ○ 障害者等雇用開拓・定着支援事業
 23 障害者就業・生活支援センターに、障害者雇用開拓・定着支援アドバイザー

1 を配置し、企業と障害者双方に対し、障害特性に応じた支援を行うことにより、
2 新規雇用の拡大と適正マッチング、長期定着を図ります。

3 ○ 障害者等雇用理解促進事業

4 障害者が働きやすい環境を構築するため、企業等に対する研修を実施するほか、雇用事例や支援制度を掲載した雇用情報誌を発行するなどし、企業をはじめ広く県民の障害者雇用に対する理解促進を図ります。

5 ○ 職場適応訓練事業

6 障害者等を対象とし、県と委託契約を結んだ事業所において実際の業務についての訓練を行います。

7 事業所は障害特性に応じた適正などの検討を行い、訓練生は作業環境への適応を容易にし、訓練終了後は訓練事業所での雇用に繋げることをねらいとしています。

8 ○ 県立職業能力開発校において、障害者を対象とした職業訓練を実施し、就労のための知識・技能の習得を支援します。

9 ○ 企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図ります。

10 ○ 特別支援学校キャリア教育・就労支援充実事業

11 就労支援コーディネーターが特別支援学校を巡回することにより、就職を希望する生徒と企業側とのマッチングを行うほか、キャリア教育・就労支援等の充実を図ります。

12 ○ 特別支援学校就業支援キャンペーン

13 障害者雇用支援月間（9月）に合わせ、県教育委員会をはじめとする関係行政機関が連携し、特別支援学校高等部生徒らとともに企業訪問を行う等、就業支援キャンペーンを行います。

14 ○ 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取り組みを行います。

15 ア 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実

16 サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めています。

17 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

18 イ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上

19 指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。

1 ウ その他

2 障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も
3 増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。

5 障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実
6 施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス
7 提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、
8 集団指導等の場で指導していきます。

9 相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピア
10 サポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行
11 ます。

12

13 今後実習予定の研修

区分	実施方法	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	事業者指定	2	300	2	300	2	300
相談支援従事者研修(現任研修)	事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修	事業者指定	2	300	2	300	2	300
障害者虐待防止研修	委託	2	350	2	350	2	350

14

15 ○ 地域生活支援事業の見込み確保に向けて次のような取り組みを行います。

16 ア 専門性の高い相談支援事業

17 障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業について周知を図り、事業の
18 活用を促進します。

20 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医
21 療機関、学校等）のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員
22 の資質向上を図るために、地域アドバイザーを中心に研修会等を行います。

1 (3) 成果目標

2 ① 一般就労移行者数の増加

- 3 ○ 国の基本指針では、平成32年度の一般就労移行実績を、平成28年度の1.5
4 倍以上とすることを基本としています。
- 5 ○ 本計画においては、これまでの実績は好調である一方、一般就労移行者数の
6 近年の状況を勘案し、また、市町村計画との整合を図る必要があることから、
7 平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度の約1.2倍
8 に当たる297人と設定します。

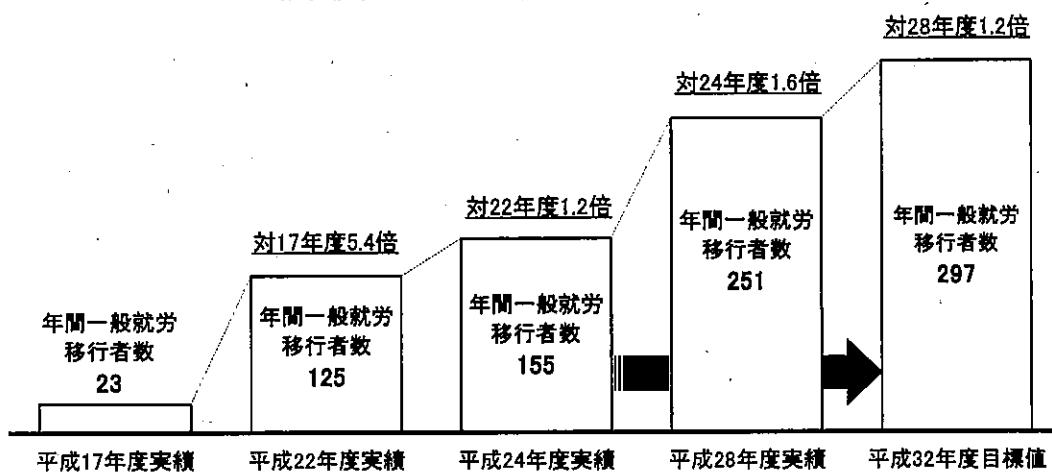
9

○目標値

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 251人	平成28年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 297人	平成32年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の1.2倍とする。

10

福祉施設から一般就労への移行実績



11

12

[備考]

・福祉施設とは

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設から一般企業等に就職した者(就労継続支援A型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

1 ○活動指標

項目	数値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	【見込数】 297人	平成32年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。成果目標と同数とする。
障害者に対する職業訓練の受講者数	【見込数】 124人	平成32年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	【見込数】 275人	平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	【見込数】 55人	平成32年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者の数	【見込数】 205人	平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

2

3 ○② 就労移行支援事業所の利用者の増加

- 4 ○ 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成32
 5 年度末における就労移行支援事業所の利用者数が平成28年度末における利用
 6 者数から2割以上増加することを目指すとしています。
- 7 ○ 本計画においては、国の基本指針の趣旨を踏まえるとともに、市町村計画と
 8 の整合を図る必要があることから、平成32年度末における就労移行支援事業
 9 所の利用者数を平成28年度末における利用者数の1.34倍に当たる881人
 10 と設定します。

○目標値

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所の利用者数 (年度末時点)	【基準値】 657人	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者数とする。
	【目標値】 881人	平成32年度末における就労移行支援事業所の利用者数とする。基準値の1.34倍とする。

11

1 ③ 就労移行支援事業所の就労移行率の向上

- 2 ○ 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成 32
3 年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率（事業所ごとの平成 33 年 4 月
4 1 日に支給決定されている者の数を分母とし、平成 32 年度内に一般就労した
5 者の数を分子として算出する）が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とするこ
6 とを目指すとしています。
- 7 ○ 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉
8 計画との整合を図る必要があることから、平成 32 年度の就労移行支援事業所
9 ごとの就労移行率が 3 割以上となる事業所数を全体の 3 分の 1 （全 98 か所と
10 見込むうちの 33 か所）と設定します。

○目標値

項目	数値	考え方
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	【目標値】 3 分の 1	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合。全体（98 か所と見込む）のうち 33 か所と見込む。

11 ④ 一般就労移行者の職場定着率の向上

- 12 ○ 国の基本指針では、障害者的一般就労への定着も重要であることから、就労
13 定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と
14 することを基本としています。
- 15 ○ 本計画においては、国の基本指針を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計
16 画との整合を図る必要があることから、平成 32 年度における就労定着支援事
17 業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の目標を 8 割以上と設定
18 します。

○目標値

項目	数値	考え方
一般就労移行者の職場定着率	【目標値】 8 割	平成 32 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率。

1 (4) サービスの提供体制の確保

2 ① 日中活動系サービス（就労系）

3 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労先や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり提供するサービスです。

4

5

各年度の見込量

サービス種別	30年度見込み		31年度見込み		32年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
就労移行支援	777	13,996	838	15,170	899	16,265
就労継続支援(A型)	1,856	36,092	1,867	36,405	1,888	36,715
就労継続支援(B型)	5,356	97,666	5,704	103,947	6,071	110,555
就労定着支援	162	/	198	/	228	/

※ 利用量の単位:人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

6

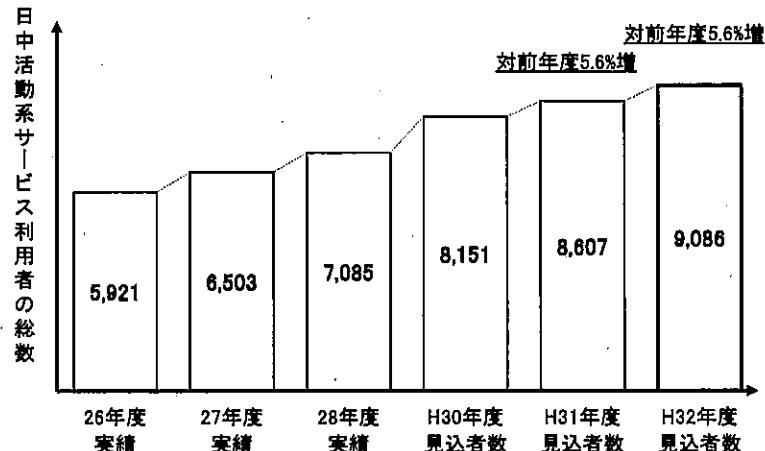
7

【見込みの考え方】

- 8 ○ 就労継続支援（A型）以外のサービスについては、市町村ごとに平成29年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成32年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 10 ○ 就労定着支援については、地域の一般就労移行者の見込み数等を参考に、平成32年度までの利用量を見込んでいます。
- 12 ○ 就労継続支援（A型）について、平成29年度以降、利用者数がほとんど増加していない状況を踏まえ、平成32年度までの見込み量を、平成29年4月

- 1 から9月までの平均利用者数(1,839人)を基本とし、入院中の精神障害者の
2 地域生活への移行による新たな利用者の増加分を加えた数値としています。

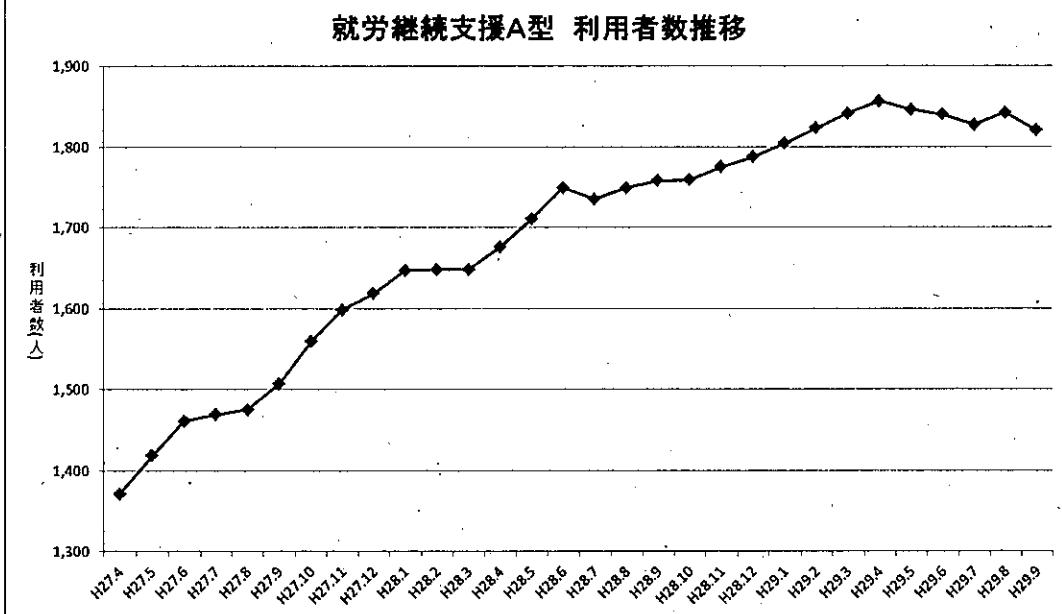
日中活動系サービス利用者数(就労系)の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

3

就労継続支援A型 利用者数推移



4

5

1 ② 相談支援（計画相談支援）【再掲】

2 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の二つにより構成されるサービスで、サービス利用支援では障害者の利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、継続サービス利用支援ではサービス等利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。

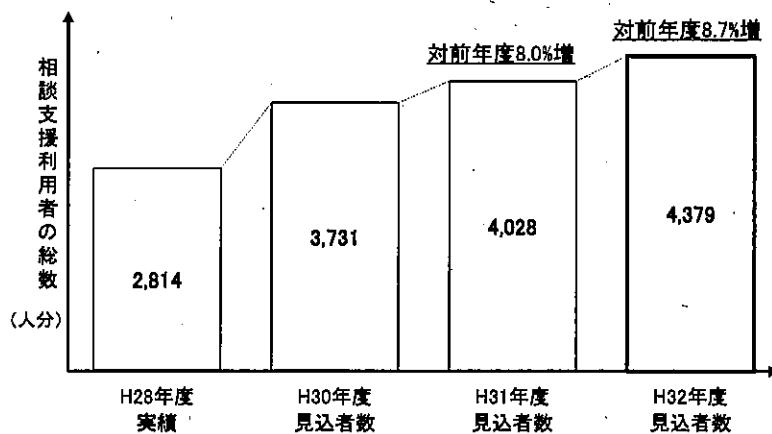
3

4 各年度の見込量

サービス種別	30年度見込み	31年度見込み	32年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	3,731	4,028	4,379

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)

計画相談支援の推移



5

6 【見込みの考え方】

- 7 ○ 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、
8 すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量
9 を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、そ
10 の数値を見込んでいます。
- 11 ○ モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考
12 え方で算出しています。
 - 13 (ア) 在宅のサービス利用者のうち、
 - 14 • 一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - 15 • それ以外については6か月ごとに実施
 - 16 (イ) 施設入所者については1年ごとに実施

1 (5) 地域生活支援事業の実施

2 ① 市町村事業

3 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	19	20	20
(2) 自発的活動支援事業 ※実施自治体数	17	17	17
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	89	90	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	12	14	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	26	27	27

5 ② 県事業

6 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	H30		H31		H32	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
② 障害者就業・生活支援センター事業	5	-	5	-	5	-
③ 高次脳機能障害支援普及事業	2	820	2	820	2	820

7 イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

8 (ア) 専門性の高い相談支援事業

9 10 • 障害者就業・生活支援センター事業

11 現在、5圏域にそれぞれ1か所ずつセンターを指定しており、引き続き
12 委託により実施します。また、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との
13 連携を図り、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障
14 害者に対して、身近な地域において必要な相談・支援を行い、その職業生
15 活における自立を図ります。

16 • 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

17 支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施します。
18 さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発を図り
19 ます。

3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細やかな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めます。

(1) 現状及び課題

- 各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、県による広域的・専門的な支援を推進する必要があります。
- 早期発見、早期支援体制の重要性について、市町村及び支援者への理解促進に引き続き取り組む必要があります。
- 在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくいと言われています。
- それぞれの教育機関で、引継ぎに関して各教育機関の連携が十分でなかったり、現場の担当に一任されているなど、十分な連携体制が構築されていない状況があります。（沖縄県発達障がい者支援センター調べ）
- 市町村が行う発達障害児に関する支援について、児童や保護者、教師等現場担当者に対し、支援の必要性は感じているが、具体的方法がわからない状況があります。（沖縄県発達障がい者支援センター調べ）
- 在宅療養を行う医療的ケア児等の家族について、以下の不安を抱えている状況があります。（沖縄県保健医療部地域保健課「医療的ケアが必要な在宅療育・療養環境に関する調査」）
 - ア 必要な情報の不足
児の発育や今後の見通し、困ったときの相談窓口などについての情報が不足しており、不安を抱えています。
 - イ 医療的ケアの知識及び手技に関する不安
退院時に医療的ケアの手技に関する不安がある中で在宅療養生活を開始している状況にあります。
 - ウ 在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足と地域格差の拡大

1 在宅生活をする上での福祉サービスが不十分であることや、市町村等から
2 提供される情報や各種サービスの格差、医療提供体制に対する不満があります。
3

4 **工 行政機関内及び他機関間の連携不足**

5 行政の手続きが保健所や、市町村の複数課にまたがり、その都度対応を求
6 められることへの不満があります。

7 **オ 地域社会からの孤立**

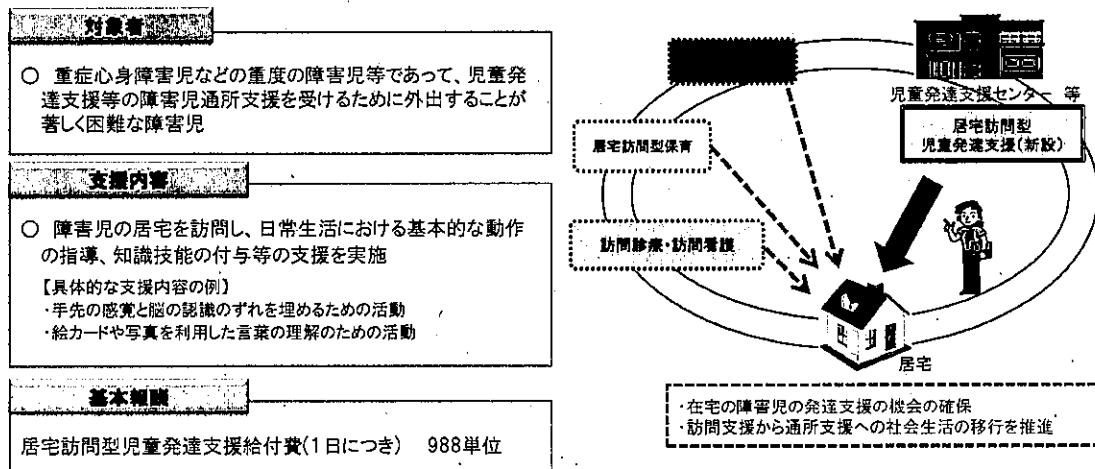
8 重症児を連れての外出の困難さ等により、地域社会からの孤立を感じてい
9 ます。

- 10 ○ 医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実
11 させる必要があります。現在、医療型短期入所事業所は、北部1箇所、中部2
12 箇所、南部2箇所の合計5箇所となっており、離島（宮古・八重山圏域）にお
13 ける事業所の確保を含めたサービスの提供体制が課題となります。
- 14 ○ 重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスが、地域により十分に確保
15 されていない状況があります。
- 16 ○ 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にある
17 ものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所
18 があるなど、質の確保の課題があります。

19 **(2) 県の取り組み**

- 20 ○ 早期支援体制の充実を図るため、市町村等に対する市町村発達障害者支援体制
21 サポート事業による専門的な支援を行います。
- 22 ○ 早期発見、早期支援体制の構築に関し、市町村自立支援協議会から提起された
23 課題等について、各圏域自立支援連絡会議、さらに県自立支援協議会（療育・教
24 育部会、相談支援・人材育成部会）でボトムアップ方式により協議し、課題解決
25 に向けた対策を検討します。
- 26 ○ 在宅や保育施設に入園する障害児及び発達が気になる子に対する支援につい
27 て、障害児等療育支援事業及び市町村が実施する巡回支援専門員整備事業等、在
28 宅の障害児も利用できるサービスの提供や支援者に対する人材育成を推進して
29 いきます。
- 30 ○ 保育所等訪問支援や平成30年度から始まる新たなサービスである居宅訪問型
31 児童発達支援について、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保
32 に努めるとともに、利用を促すため、県ホームページ等により周知を図っていき
33 ます。

居宅訪問型児童発達支援の概要

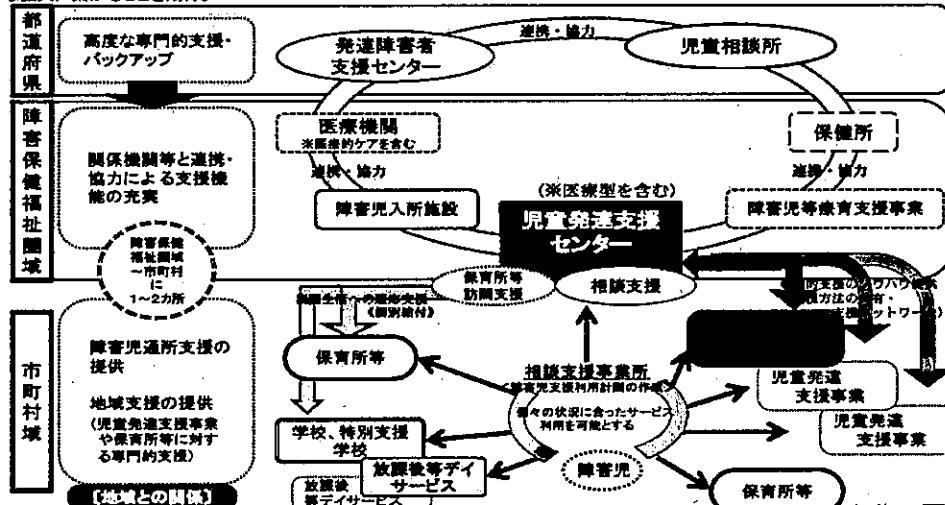


出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

- 発達障害の診断ができる医療機関が県内には少ないと踏まえ、地域の医療機関や診療所などが発達障害についての対応力を身につけ、専門医等がいる病院と連携を図り、適切な治療につなげることができるよう、発達障害児等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対し、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応ができる体制を整えます。
- 市町村における十分な支援体制、連携体制の中核となる児童発達支援センター や保育所及び幼稚園、小学校等の教育機関に対し必要な助言等後方支援を行う保育所等訪問支援について、市町村や関係機関等と連携を図り、早期設置に向け、取り組んでまいります。

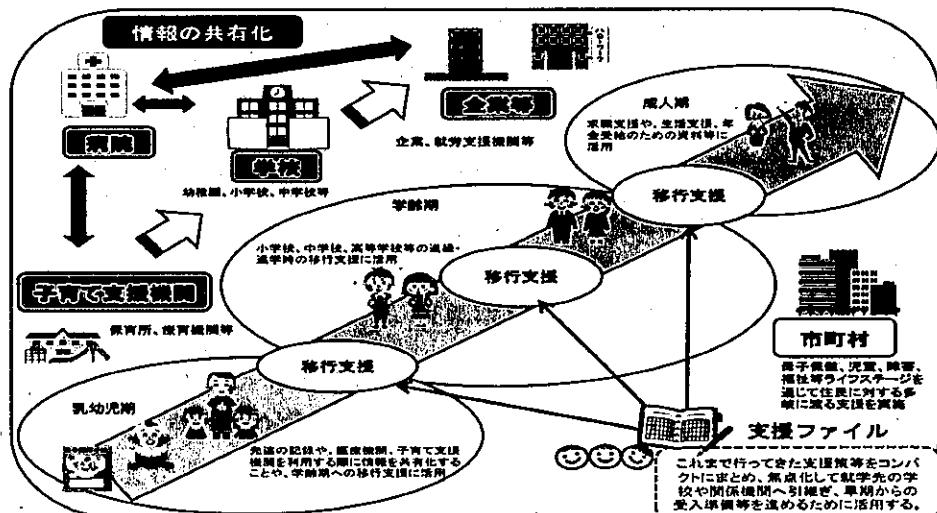
地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



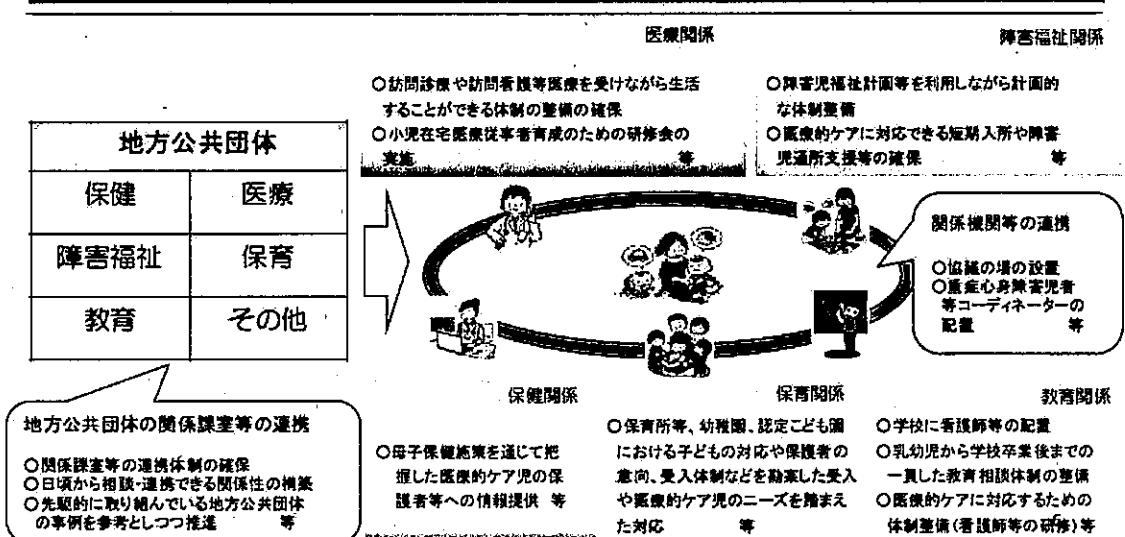
出典：厚生労働省資料

- 1 ○ 発達障害や発達の気になる子について、一貫したよりよいサポートを受けやすくなるため、「新サポートノートえいぶる」の活用等により、各ライフステージにおけるスムーズな情報の引きつき・共有を図ります。



- 4 ○ 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。平成30年度末までに、県及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設置し、支援体制の構築に向けた取り組みを行います。
- 5 また、市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図っていきます。
- 6 ○ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努めます。

地域における医療的ケア児の支援体制の整備



- 常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等の充実に努めます。
- 重症心身障害児等が、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、市町村と連携を図り、児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所、居宅訪問型児童発達支援等の福祉サービスの充実に努めます。
- 指定障害福祉サービス事業者等の質の担保を図り、各支援機関が連携できる体制を構築するため、実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・支援を強化します。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所に対して、一定の質を確保する必要があるため、「放課後等デイサービスガイドライン」の活用促進を指導します。
- 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取り組みを行います。
- ア 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めています。
島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。
- イ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。
- ウ その他
障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。
障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、集団指導等の場で指導していきます。
相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピアサポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

1 今後実習予定の研修

区分	実施方法	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	事業者指定	2	300	2	300	2	300
相談支援従事者研修(現任研修)	事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修	事業者指定	2	300	2	300	2	300
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	5	190	5	190	未定	未定
障害者虐待防止研修	委託	2	350	2	350	2	350

2 ○ 地域生活支援事業の見込み量確保に向けて次のような取り組みを行います。

3 ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

4 障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

5 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員の資質向上を図るために、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。

6

7 (3) 成果目標

8 ① 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

9 ○ 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健・医療・
10 福祉・保育・教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、県では、平成30年度末までに、県全体及び各圏域単位で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

11 ○ 市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図っていきます。

目標値	平成30年度末までに県全体の課題に対応するための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	1か所
目標値	平成30年度末までに各圏域ごとに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	5か所

12

- 市町村単位での協議の場の設置は、各市町村の目標となります。参考までに、
 平成30年1月時点における、協議の場の設置に係る市町村の検討状況は、69
 ページの表のとおりとなっています。
- 加えて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要とされています。

○活動指標

項目	数値	考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	【見込数】 14人	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。
発達障害者支援地域協議会の開催回数	【見込数】 1回	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援件数	【見込数】 801件	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	【見込数】 17件	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	【見込数】 268件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発回数	【見込数】 210件	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

1 【参考】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（市町村の検討状況・平成30年1月時点）

	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置					
	設置方法			設置方法の詳細		備考
	単独設置	団域設置	その他※1	既存組織を協議の場と位置づけ	既存組織に部会等を新設	
北部区域	名護市	○		○		自立支援協議会専門部会
	国頭村		○			対象児なし
	大宜味村		○	○		対象児なし
	東村		○			対象児なし
	本部町	○		○		自立支援協議会等
	今帰仁村	○			○	自立支援協議会専門部会
	伊江村		○	○		対象児なし
	伊平畠村		○	○		対象児なし
	伊是名村		○			対象児なし
北部合計		3	0	6	5	1
中部区域	沖縄市	○		○	○	自立支援協議会等
	宜野湾市	○			○	自立支援協議会
	うるま市	○		○		自立支援協議会専門部会
	恩納村	○		○	○	健康づくり推進協議会又は自立支援協議会
	宜野座村	○			○	
	金武町	○			○	自立支援協議会専門部会
	読谷村	○		○	○	自立支援協議会専門部会
	嘉手納町	○			○	自立支援協議会専門部会
	北谷町	○		○		自立支援協議会
	北中城村	○		○		自立支援協議会
	中城村	○		○		地域包括ケア推進協議会
	中部合計	11	0	0	7	7
						0
南部区域	那覇市	○		○		自立支援協議会専門部会のワーキングチーム
	浦添市	○				○
	糸満市	○		○		自立支援協議会専門部会
	豊見城市	○			○	自立支援協議会専門部会
	南城市	○		○		自立支援協議会専門部会
	西原町	○		○		自立支援協議会等
	南風原町	○		○		社会福祉協議会との情報共有会議
	与那原町	○		○		自立支援協議会専門部会
	八重瀬町	○			○	自立支援協議会専門部会
	久米島町	○		○	○	自立支援協議会専門部会
	北大東村		○	○		対象児なし
	南大東村		○			対象児なし
	渡嘉敷村	○		○		地域ケア会議
	座間味村		○	○		対象児なし
	栗園村		○			対象児なし
	渡名喜村		○	○		対象児なし
	南部合計	11	0	5	11	3
						1
宮古区域	宮古島市	○		○		自立支援協議会専門部会
	多良間村		○	○		対象児なし
	宮古合計	1	0	1	2	0
						0
八重山区域	石垣市	○			○	自立支援協議会専門部会
	竹富町		○			対象児なし
	与那国町		○			対象児なし
	八重山合計	1	0	2	0	1
						0
345		27	0	14	25	12
※1 : 「その他」は、対象児がいないため目標設定を行わないもの。 （「設置方法の詳細」欄は、対象児が現れた場合を想定したもの）						1

1 **【参考・市町村の成果目標】**

2 **① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置**

- 3 ○ 国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体
4 制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市
5 町村に少なくとも 1 か所以上設置することが基本とされています。
- 6 ○ 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えな
7 いとされています。
- 8 ○ 児童発達支援センターの設置は、各市町村の目標となります。参考までに、
9 平成 30 年 1 月時点における、児童発達支援センターの設置に係る市町村の検
10 討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

11 **② 保育所等訪問支援の充実**

- 12 ○ 国の基本指針では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）
13 を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保
14 育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村
15 において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされて
16 います。
- 17 ○ 保育所等訪問支援の充実は、各市町村の目標となります。参考までに、平成
18 30 年 1 月時点における、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に係る市
19 町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

1 【参考】重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
 2 及び保育所等訪問支援の充実（市町村の検討状況・平成30年1月時点）

	児童発達支援センターの設置					保育所等訪問支援を利用する体制の構築			
	直営設置	設置方法				構築方法			
		事業者設置 (市町村内)	事業者設置 (市町村外)	センター機能構築 (面的整備) ※1	その他の目標設定 ※2	児童発達支援センターによる提供	市町村内事業所による提供	市町村外事業所による提供	その他※3
北部区域	名護市	○					○		
	国頭村	○	○	○			○	○	
	大宜味村		○					○	
	東村		○			○			
	本部町		○				○	○	
	今帰仁村		○				○		
	伊江村		○					○	
	伊平屋村				○				○
	伊是名村				○				○
中部区域	北部合計	0	2	6	1	2	1	4	4
	沖縄市	○					○	○	
	宜野湾市	○		○			○	○	
	うるま市	○					○		
	恩納村			○			○	○	
	宜野座村	○		○		○	○		
	金武町		○					○	
	読谷村	○	○	○			○	○	
	糸手納町		○	○		○	○	○	
	北谷町		○	○		○		○	
南部区域	北中城村			○			○	○	
	中城村	○		○			○	○	
	中部合計	0	6	4	8	0	5	9	7
	那覇市	○						○	
	浦添市	○	○					○	○
	糸満市	○					○		
	豊見城市	○					○		
	南城市	○	○				○		
	西原町	○	○					○	
	南風原町	○		○			○	○	
宮古区域	与那原町	○	○	○				○	
	八重瀬町	○	○	○			○	○	○
	久米島町			○			○		
	北大東村				○				○
	南大東村				○				○
	渡嘉敷村				○				○
	座間味村				○				○
	栗園村				○				○
	波名喜村				○				○
	南部合計	3	8	5	1	6	5	6	3
八重山区域	宮古島市	○						○	
	多良間村								○
	宮古合計	1	0	0	0	1	0	1	0
	石垣市	○						○	
34 5 6 7 8 9	竹富町								○
	与那国町								○
	八重山合計	0	1	0	0	2	0	1	0
		4	17	15	10	11	11	21	14
									11

※1：「センター機能構築（面的整備）」は、センターの持つ複数の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制の整備を目指すもの。

※2：「その他の目標設定」は、地域に事業所がない・離島である等の特殊事情から児童発達支援センター以外の目標設定を行うもの、又は対象児がない等により目標設定を行わないもの。

※3：「その他」は、保育所等訪問支援のニーズがない等により目標設定を行わないもの、又は市町村独自事業によりニーズに対応しているもの。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされています。
- 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、各市町村の目標となります。参考までに、平成30年1月時点における、本件に係る市町村の検討状況は、下の表のとおりとなっています。

【参考】主に重症心身障害児を試験する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（市町村の検討状況・平成30年1月時点）

	確保方法				確保方法			
	単独確保 (市町村内)	圏域確保 (市町村外)	その他 ※1		単独確保 (市町村内)	圏域確保 (市町村外)	その他 ※1	
北部圏域	名護市	○		南部圏域	那覇市	○		
	国頭村		○		浦添市	○		
	大宜味村	○			糸満市	○		
	東村		○		豊見城市	○		
	本部町	○			南城市	○	○	
	今帰仁村	○			西原町	○		
	伊江村	○			南風原町	○	○	
	伊平屋村		○		与那原町		○	
	伊是名村		○		八重瀬町	○	○	
中部圏域	北部合計	1	4	4	久米島町	○		
	沖縄市	○			北大東村		○	
	宜野湾市	○			南大東村		○	
	うるま市	○			渡嘉敷村		○	
	恩納村		○		座間味村		○	
	宜野座村		○		粟国村		○	
	金武町		○		波名喜村		○	
	読谷村	○		宮古圏域	南部合計	8	5	
	嘉手納町	○			宮古島市	○		
八重山圏域	北谷町	○	○		多良間村		○	
	北中城村		○		宮古合計	1	0	
	中城村	○	○		石垣市	○		
	中部合計	7	6		竹富町		○	
					与那国町		○	
15					八重山合計	1	1	
					全圏域合計	18	16	
16	※1：「その他」は、対象児がないため目標設定を行わないもの。							

1 【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提
2 供体制の整備】

3 ① 基本指針の考え方

4 国の基本指針では、県及び市町村は、障害児への子ども・子育て支援等の利
5 用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、
6 障害児の希望に沿った子ども・子育て支援等を利用できるよう、保育所や認定
7 こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の
8 受入れの体制整備を行うとされています。

9

10 ② 定量的な目標の設定

11 国の基本指針及び厚労省通知の趣旨を踏まえ、県内の障害児の子ども・子育
12 て支援等の提供体制の整備目標について、下の表のとおり設定します。

13

《沖縄県》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標

単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	756	860	902	933
認定こども園	37	194	316	324
放課後児童健全育成事業	478	580	628	655
幼稚園	618	573	476	479

《北部圏域》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標

単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	36	39	41	44
認定こども園	6	7	8	9
放課後児童健全育成事業	15	20	23	25
幼稚園	13	16	18	16

《中部圏域》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標

単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	329	364	394	412
認定こども園	9	22	23	24
放課後児童健全育成事業	143	199	212	224
幼稚園	220	255	251	250

16

1 《南部圏域》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	373	437	455	465
認定こども園	21	163	268	271
放課後児童健全育成事業	306	347	379	392
幼稚園	372	289	194	200

2 《宮古圏域》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	7	7	7	7
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	8	8	8	8
幼稚園	8	7	7	7

3 《八重山圏域》障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
保育所	11	13	5	5
認定こども園	1	2	17	20
放課後児童健全育成事業	6	6	6	6
幼稚園	5	6	6	6

4 ③ 目標の進捗管理について

- 5 ア 毎年度、障害児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る実績を把握し、
6 分析・評価をします。
- 7 イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その
8 結果を公表します。

1 (4) サービスの提供体制の確保

2 ① 障害児通所支援

3 サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な療育の場として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。 児童発達支援センターは、通所支援のほかに地域の障害児支援の拠点として、地域の障害児や家族の支援、地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行うサービスです。

4

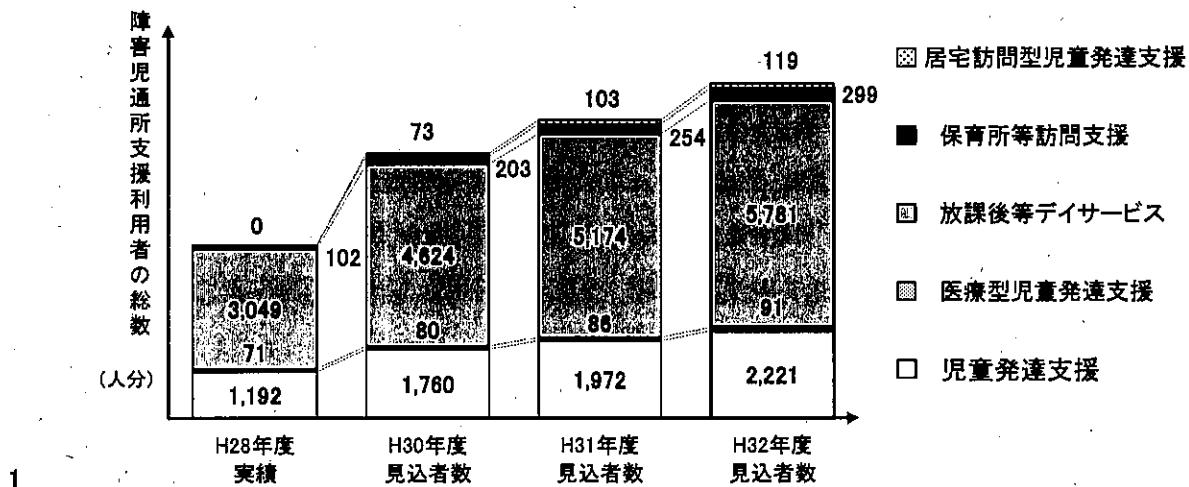
5 各年度の見込量

サービス種別	30 年度見込み		31 年度見込み		32 年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	1,760	18,246	1,972	20,612	2,221	23,488
医療型児童発達支援	80	1,251	86	1,335	91	1,403
放課後等デイサービス	4,624	60,571	5,174	67,381	5,781	74,744
保育所等訪問支援	203	615	254	727	299	828
居宅訪問型児童発達支援	73	699	103	1,002	119	1,099

※ 利用量の単位:人日/月

6

障害児通所支援利用者数の推移



※居宅訪問型児童発達支援は、H30から始まる新しいサービス。

3

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成29年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成32年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものと基本としています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、地域の医療的ケア児の人数や、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で重度の区分の人数等を参考に、平成32年度までの利用量を見込んでいます。

11

② 障害児入所支援

12

各年度の見込量

サービス種別	30年度見込み	31年度見込み	32年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
福祉型障害児入所支援	60	60	60
医療型障害児入所支援	120	120	120

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)

13

14

- 福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設としての役割を担うことが求められています。

15

- 医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されており、

1 医療型児童発達支援センターの役割も担っている施設もあります。今後は、更な
2 る専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めて
3 いくことが求められています。

4

5 【指定障害児入所施設の各年度の必要入所定員総数】

6 ○ 指定障害児入所施設の入所定員数について、平成 29 年 4 月 1 日における本
7 県の障害児入所施設の入所定員は 602 人で、18 歳未満の障害児の利用者数は
8 180 人（充足率 29.9%）です。この数値と平成 30 年度以降の障害児入所支
9 援の見込量をもとに、各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数を設定する
10 と、平成 32 年度の定員は 602 人になります。

11

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数

単位:人

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
602	602	602	602

12

13 ③ 障害児相談支援

14

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助の二つにより構成されるサ ービスで、障害児支援利用援助では障害児の利用するサービスの種類や内容等 を記載した障害児支援利用計画を作成し、継続障害児支援利用援助では障害児 支援利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。

15

16

各年度の見込量

サービス種別	30 年度見込み	31 年度見込み	32 年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
障害児相談支援	1,179	1,304	1,439

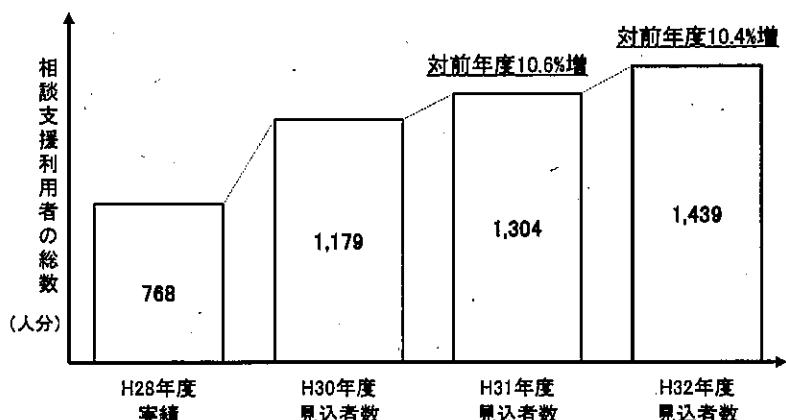
※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)

17

18 【見込みの考え方】

19 ○ 市町村ごとに障害児の障害福祉サービス利用者数を基本として、すべての利
20 用者が障害児相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、
21 加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見
22 込んでいます。

障害児相談支援の推移



④ 日中活動系サービス（短期入所）【再掲】

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	30年度見込み		31年度見込み		32年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
短期入所(福祉型)	820	5,318	877	5,678	929	6,070
短期入所(医療型)	86	404	93	435	101	460

※ 利用量の単位:人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成29年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成32年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

1 (5) 地域生活支援事業の実施

2 ① 市町村事業

3 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	19	20	20
(2) 自発的活動支援事業 ※実施自治体数	17	17	17
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	89	90	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	12	14	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	26	27	27
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数			
① 介護・訓練支援用具	166	170	174
② 自立生活支援用具	379	384	389
③ 在宅療養等支援用具	288	295	300
④ 情報・意思疎通支援用具	338	344	357
⑤ 排泄管理支援用具	22,404	23,176	23,257
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	57	59	59
(9) 移動支援事業	3,066	3,411	3,848

4

5
6 ② 県事業

7 ア 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	H30		H31		H32	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	405	1	405	1	405
④ 障害児等療育支援事業	11	-	11	-	11	-
(5) 広域的な支援事業						
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催数	1	-	1	-	1	-

8

9
10 イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

11 (ア) 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

12 • 発達障害者支援センター運営事業

1 社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害児（者）やその家族等に対する
2 相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援者の計画的な人材育成を図っていきます。また、当事者や
3 家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

4 • 障害児等療育支援事業

5 支援を必要とする障害児等に対し、社会福祉法人等（平成30年3月現在・11か所）に委託し、全ての障害福祉圏域で事業を実施しています。
6 今後も、同事業が地域の療育システムの中核になるよう進めていきます。

7 • 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

8 発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係者及び当事者団体等で構成される沖縄県発達障害者支援体制整備委員会を開催し、関係機関との相互の連携により、地域の実状に応じた体制整備に努めます。

IV 共生社会の構築等その他必要な事項

1 障害を理由とする差別の解消の推進

平成 26 年 4 月に「沖縄県障害のある人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供等が定められました。県では、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く取組を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していきます。

そのため、障害や障害のある人に対する誤解や偏見を取り除く心のバリアフリーを推進し、広報媒体等を活用した情報の発信、出前講座や講演会の実施等を通じて、障害や障害のある人に対する理解促進を図ります。

また、市町村の差別事例相談員及び県の広域相談専門員が障害を理由とする差別等の相談に的確に応じることができるよう相談員研修会を実施し、相互の連携強化、資質向上を図ります。

加えて、沖縄県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、県職員に対する研修を実施し、障害のある人に対する適切な対応ができるよう環境整備を推進します。

2 障害者等に対する虐待の防止

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の早期発見、速やかな通報など虐待防止に関する意識の向上や虐待防止委員会の設置を促していきます。

また、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営し、市町村に対して情報の提供、助言その他必要な援助を行うなど市町村と連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

1 さらに、障害者等の権利擁護として、後見等の業務を適正に行うことができる人
2 材の育成など、成年後見制度の利用促進を図る取組を推進します。

3 意思決定支援の促進

6 意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研
7 修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとと
8 もに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図ります。

4 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社 会参加等の促進

13 障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者
14 等のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・
15 レクリエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組み
16 ます。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所等における利用 者的安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

21 障害福祉サービス等を提供する事業所においては、平常時からの地域住民や関係
22 機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めること
23 が重要であり、県ではその支援を行います。

6 その他必要な見込み量の確保の方策

27 県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保で
28 きるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

- 指定障害福祉サービス事業者等に対する助言・指導

30 障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に
31 対応しつつ、障害者のニーズ等に的確に対応したサービス提供がなされるよう、
32 指定障害福祉サービス事業者等に対し助言・指導を行います。

- 離島町村等に対する支援

34 県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議
35 を通し、地域独自の資源開発・改善など町村の取り組みを支援します。

- サービスの質の向上

37 障害福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、県や市町村、
38 国、事業者は、人材の養成及びサービスに対する第三者の評価を関係者で連携し

1 て総合的かつ効果的に推進します。

2 ○ 先進事例等各種情報の提供

3 障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、
4 広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを促進します。

5 ○ 地域社会の理解の促進

6 グループホームの設置など、サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害
7 者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進
8 め、地域社会の理解を促進します。

【沖縄県】障害福祉サービスの利用見込者数

注1:下段()書きは前年度からの増△減△数 単位:人

	平成29.4.1現在 指定事業所数	平成29.4.1現在 定員数	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込
居宅介護(集団介助除く)	268	-	2,577	2,855 (278)	3,035 (180)	3,226 (191)	3,430 (204)
重度訪問介護	255	-	174	255 (81)	281 (27)	312 (30)	344 (32)
行動援助	38	-	104	126 (22)	136 (10)	149 (12)	160 (11)
同行援助	118	-	438	482 (44)	512 (30)	541 (29)	573 (32)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)
生活介護	137	4,294	3,796	4,112 (316)	4,211 (100)	4,308 (97)	4,411 (102)
自立訓練(機能訓練)	7	74	50	65 (15)	72 (7)	80 (9)	91 (11)
自立訓練(生活訓練)	52	610	468	503 (35)	540 (38)	578 (38)	612 (34)
就労移行支援	106	1,033	657	720 (63)	777 (56)	838 (61)	899 (62)
就労継続支援(A型)	110	1,896	1,841	2,025 (184)	2,204 (179)	2,362 (158)	2,602 (240)
就労継続支援(B型)	269	5,300	4,587	5,035 (448)	5,356 (322)	5,704 (347)	6,071 (367)
就労定着支援					162	198 (-)	228 (36)
短期入所(福祉型)	65	262	675	775 (100)	820 (46)	877 (56)	929 (53)
短期入所(医療型)	5	18	61	78 (17)	86 (8)	93 (7)	101 (8)
療養介護【人分】	6	472	422	431 (9)	437 (6)	443 (6)	448 (5)
自立生活援助					131	162 (-)	184 (31)
共同生活援助(GH)【人分】	92	1,340	1,253	1,305 (52)	1,386 (81)	1,475 (89)	1,584 (89)
施設入所支援【人分】	46	2,382	2,316	2,317 (1)	2,318 (1)	2,306 (△12)	2,290 (△16)
計画相談支援【人分】	166	-	2,814	3,470 (656)	3,731 (261)	4,028 (297)	4,379 (351)
地域移行支援【人分】	46	-	4	23 (19)	69 (46)	115 (47)	160 (45)
地域定着支援【人分】	45	-	1	16 (15)	38 (22)	58 (20)	80 (22)
児童発達支援	175	1,361	1,192	1,564 (372)	1,760 (197)	1,972 (211)	2,221 (249)
医療型児童発達支援	2	0	71	76 (5)	80 (4)	86 (6)	91 (5)
放課後等デイサービス	283	2,635	3,049	4,104 (1,055)	4,624 (520)	5,174 (550)	5,781 (607)
保育所等訪問支援	13	-	102	148 (46)	203 (55)	254 (51)	299 (45)
居宅訪問型児童発達支援					73 (-)	103 (30)	119 (16)
障害児相談支援【人分】	144	-	768	1,060 (292)	1,179 (119)	1,304 (125)	1,439 (135)

【障害福祉サービスの基盤整備について】

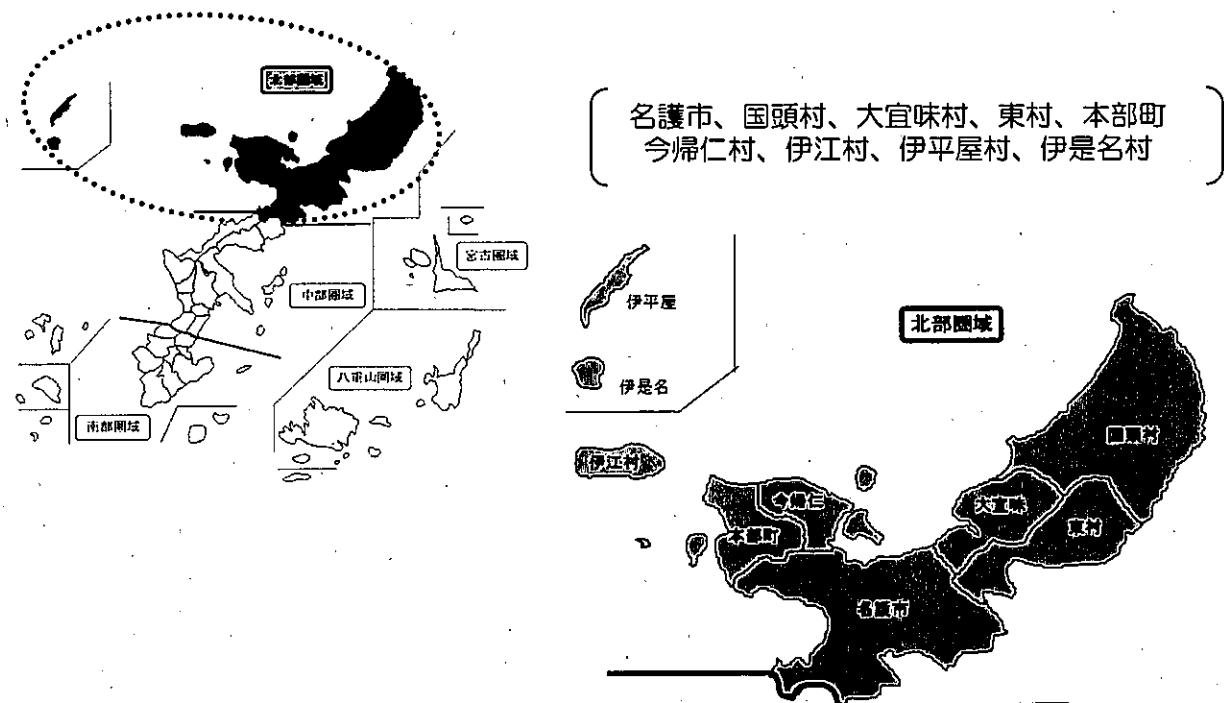
- 障害福祉サービスの基盤整備については、今後のサービス必要量（見込量）分を確保することを基本として整備（事業所指定）を行います。
- ただし、障害者総合支援法第36条第5項の規定に基づき生活介護及び就労継続支援については、また児童福祉法第21条の55第5項の規定に基づき放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援については、サービス利用量に対して当該障害福祉サービス事業所が過剰な場合には、指定をしないことがあります。

北部圏域

平成32年度目標値(北部)

◆新規入院者①地本登録率の達成
12人(平成28年度入院者463)

◆新規登録から一般登録への移行
18人(平成28年度登録者103)



《北部》人口及び年齢構成

計	101,444 人	100.0%
65歳以上	23,268 人	22.9%
18~64歳	57,158 人	56.3%
18歳未満	19,890 人	19.6%

平成27年国勢調査(総務省)

《北部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	8,098 人	8.0%
身体手帳交付数	5,116 人	5.0%
療育手帳交付数	1,250 人	1.2%
精神手帳承認件数	1,732 人	1.7%

H28 障害福祉課業務資料

《北部》精神科病院への入院・通院患者数及び
人口に占める割合

計	3,321 人	3.3%
入院数	438 人	0.4%
通院数	2,883 人	2.8%

H28 障害福祉課業務資料

《北部》公立学校

小学校	39 校	6,471 人	
特別支援学級	52 学級	194 人	
中学校	22 校	3,188 人	
特別支援学級	33 学級	129 人	
高等学校	6 校	2,638 人	
特別支援学校	2 校	152 人	
視覚	0 校	0 人	
聴覚	0 校	0 人	
知的	1 校	121 人	
肢体不自由	1 校	31 人	
病弱	0 校	0 人	
幼稚部	2 人	中学部	28 人
小学部	44 人	高等部	78 人
卒業者数(平成28年3月)	計	43 人	
中等部		15 人	
高等部		28 人	

出典：平成28年度 学校基本調査(県統計課)

※特別支援学校は平成29年5月時点(県教育委員会)

【北部】相談支援事業関係(平成29年4月現在)

自立支援協議会設置市町村数	9/9市町村
市町村相談支援事業・窓口数	13 か所

障害福祉課業務資料

【北部】精神科病院数(平成28年8月1日現在)

計	4 か所
病院(入院)	2 か所
病院・クリニック等(外来)	2 か所

保健医療部業務資料

【区域別】名護公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数				就業中				保留中		
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	13,735 人	4,530 人	1,773 人	726 人	1,815 人	216 人	7,346 人	3,141 人	2,054 人	1,964 人	187 人	1,859 人
地域	848 人	255 人	78 人	56 人	106 人	15 人	386 人	129 人	133 人	113 人	11 人	207 人
割合	6.2%	5.6%	4.4%	7.7%	5.8%	6.9%	5.3%	4.1%	6.5%	5.8%	5.9%	11.1%

「職業安定年報」平成28年度(沖縄労働局職業安定部)

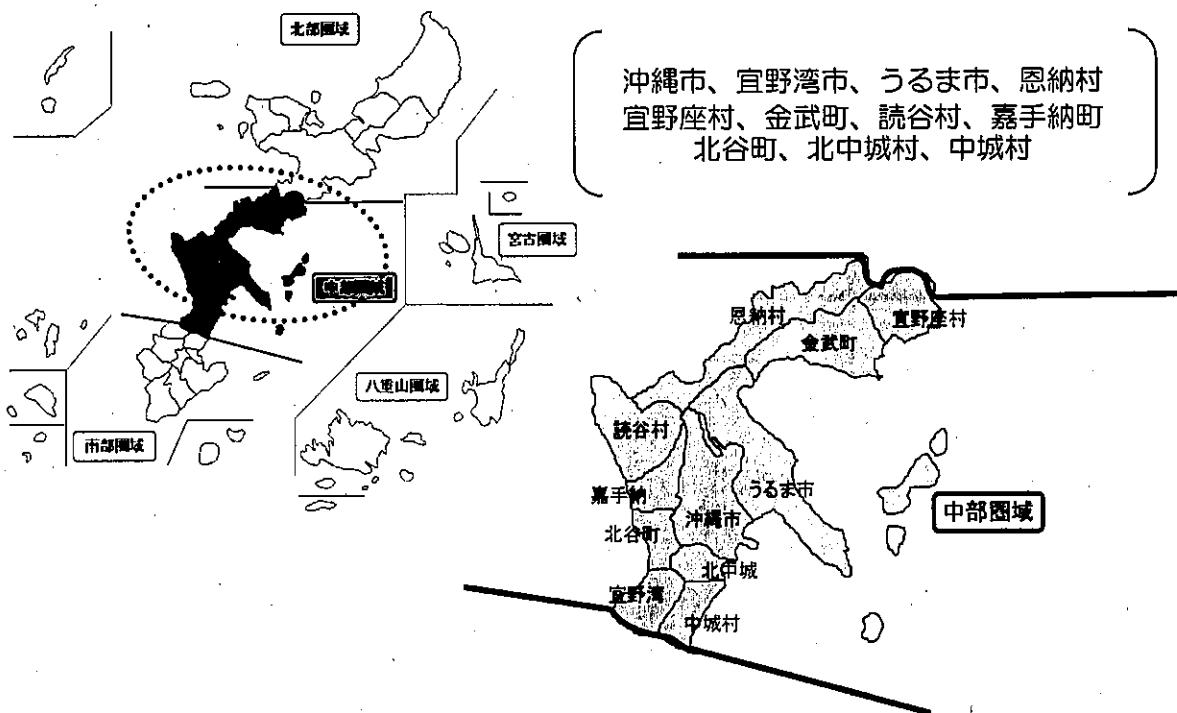
【北部】障害福祉サービスの利用見込者数

	平成29.4.1現在指定事業所数	平成29.4.1現在定員数	平成28年度実績	平成29年度見込	平成30年度見込	平成31年度見込	平成32年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	23	-	110	114 (4)	123 (9)	132 (9)	142 (9)
重度訪問介護	22	-	12	12 (0)	16 (4)	18 (2)	21 (3)
行動援護	0	-	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
同行援護	5	-	8	8 (0)	11 (3)	12 (1)	13 (1)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	16	485	379	393 (14)	410 (17)	425 (15)	441 (16)
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	2 (1)	4 (2)	5 (1)	6 (1)
自立訓練(生活訓練)	3	30	14	11 (△3)	12 (1)	12 (1)	12 (△0)
就労移行支援	11	75	30	36 (6)	37 (1)	39 (1)	41 (2)
就労継続支援(A型)	5	80	77	97 (20)	105 (8)	113 (8)	119 (6)
就労継続支援(B型)	27	538	423	449 (26)	478 (29)	511 (33)	549 (38)
就労定着支援					3 (-)	3 (0)	5 (2)
短期入所(福祉型)	8	22	36	54 (18)	62 (8)	70 (8)	80 (10)
短期入所(医療型)	1	4	12	11 (△1)	14 (3)	16 (2)	18 (2)
療養介護【人分】	1	80	38	38 (0)	39 (1)	39 (0)	39 (0)
自立生活援助					87 (-)	89 (1)	90 (1)
共同生活援助(GH)【人分】	9	247	184	197 (13)	218 (21)	241 (23)	266 (25)
施設入所支援【人分】	7	270	262	265 (3)	262 (△3)	262 (0)	261 (△1)
計画相談支援【人分】	13	-	190	427 (237)	437 (10)	446 (9)	460 (14)
地域移行支援【人分】	3	-	0	0 (0)	3 (3)	6 (3)	8 (2)
地域定着支援【人分】	3	-	0	0 (0)	2 (2)	3 (1)	5 (2)
児童発達支援	21	151	36	41 (5)	45 (4)	50 (5)	55 (5)
医療型児童発達支援	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	22	212	170	193 (23)	218 (25)	247 (29)	281 (34)
保育所等訪問支援	3	-	1	2 (1)	3 (1)	4 (1)	6 (2)
居宅訪問型児童発達支援					0 (-)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援【人分】	20	-	41	86 (45)	92 (6)	97 (5)	103 (6)

中部圏域

平成32年度目標値(中部)

◇新規入院者(中)並進率の実現	22 人(平成26年新規入院者実績)
◇新規入院者(中)並進率の実現	134 人(平成26年(中)の実績)



《中部》人口及び年齢構成

計	499,000 人	100.0%
65歳以上	93,419 人	18.7%
18~64歳	295,018 人	59.1%
18歳未満	106,668 人	21.4%

平成27年国勢調査(総務省)

《中部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	39,062 人	7.8%
身体手帳交付数	23,746 人	7.8%
療育手帳交付数	5,114 人	1.0%
精神手帳承認件数	10,202 人	2.0%

H28 障害福祉課業務資料

《中部》精神科病院への入院・通院患者数及び
人口に占める割合

計	16,816 人	3.4%
入院数	1,704 人	0.3%
通院数	15,112 人	3.0%

H28 障害福祉課業務資料

《中部》公立学校

小学校	70 校	34,559 人	
特別支援学級	213 学級	1,084 人	
中学校	38 校	17,099 人	
特別支援学級	73 学級	327 人	
高等学校	19 校	14,717 人	
特別支援学校	6 校	868 人	
種別内訳			
視覚	0 校	0 人	
聴覚	1 校	49 人	
知的	4 校	691 人	
肢体不自由	1 校	128 人	
病弱	0 校	0 人	
幼稚部	18 人	中学部	150 人
小学部	236 人	高等部	464 人
卒業者数(平成28年3月)	計	181 人	
中等部		50 人	
高等部		131 人	

出典：平成28年度 学校基本調査(県統計課)

*特別支援学校は平成29年5月時点(県教育委員会)

《中部》相談支援事業関係(平成29年4月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	11/11市町村
市町村相談支援事業・窓口数	69 か所

障害福祉課業務資料

《中部》精神科病院数(平成28年8月1日現在)

計	19 か所
病院(入院)	8 か所
病院・クリニック等(外来)	11 か所

保健医療部業務資料

【区域別】沖縄公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数				就業中				保留中		
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	13,735 人	4,530 人	1,773 人	726 人	1,815 人	216 人	7,346 人	3,141 人	2,054 人	1,964 人	187 人	1,859 人
地域	4,926 人	2,100 人	835 人	308 人	844 人	113 人	2,649 人	1,060 人	715 人	800 人	74 人	177 人
割合	35.9%	46.4%	47.1%	42.4%	46.5%	52.3%	36.1%	33.7%	34.8%	40.7%	39.6%	9.5%

「職業安定年報」平成28年度(沖縄労働局職業安定部)

《中部》障害福祉サービスの利用見込者数

	平成29.4.1現在指定事業所数	平成29.4.1現在定員数	平成28年度実績	平成29年度見込	平成30年度見込	平成31年度見込	平成32年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	112	-	998	1,085 (87)	1,161 (76)	1,242 (81)	1,331 (89)
重度訪問介護	110	-	91	111 (20)	115 (4)	119 (5)	122 (3)
行動保護	17	-	32	43 (11)	49 (6)	56 (7)	63 (6)
同行援護	43	-	131	152 (21)	168 (16)	184 (17)	203 (19)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	49	1,450	1,319	1,424 (105)	1,473 (49)	1,523 (50)	1,574 (51)
自立訓練(機能訓練)	3	16	15	20 (5)	20 (0)	21 (1)	22 (1)
自立訓練(生活訓練)	21	261	211	231 (20)	250 (19)	269 (20)	288 (19)
就労移行支援	33	343	217	233 (16)	242 (9)	248 (7)	256 (8)
就労継続支援(A型)	53	967	822	906 (84)	985 (79)	1,036 (50)	1,160 (124)
就労継続支援(B型)	98	1,950	1,721	1,913 (192)	2,059 (146)	2,212 (152)	2,373 (161)
就労定着支援					42	67 (-)	83 (26)
短期入所(福祉型)	22	101	291	327 (36)	350 (23)	375 (25)	403 (28)
短期入所(医療型)	2	11	33	34 (1)	35 (1)	38 (3)	39 (1)
療養介護【人分】	3	152	139	146 (7)	151 (5)	155 (4)	160 (5)
自立生活援助					11 (-)	29 (18)	41 (11)
共同生活援助(GH)【人分】	33	444	388	405 (17)	432 (27)	461 (29)	491 (30)
施設入所支援【人分】	14	757	718	717 (△1)	712 (△5)	706 (△6)	698 (△8)
計画相談支援【人分】	69	-	1226	1,542 (316)	1,679 (137)	1,832 (154)	2,012 (180)
地域移行支援【人分】	11	-	2	8 (6)	34 (26)	60 (26)	89 (28)
地域定着支援【人分】	11	-	0	1 (1)	12 (11)	21 (9)	31 (9)
児童発達支援	46	384	470	550 (80)	645 (95)	758 (113)	895 (137)
医療型児童発達支援	1	0	40	45 (5)	46 (1)	50 (4)	54 (4)
放課後等デイサービス	85	801	1,233	1,515 (282)	1,656 (141)	1,790 (134)	1,920 (130)
保育所等訪問支援	4	-	79	116 (37)	162 (46)	202 (40)	234 (32)
居宅訪問型児童発達支援					9 (-)	39 (30)	53 (14)
障害児相談支援【人分】	46	-	336	488 (152)	543 (55)	600 (57)	660 (60)

南部圏域

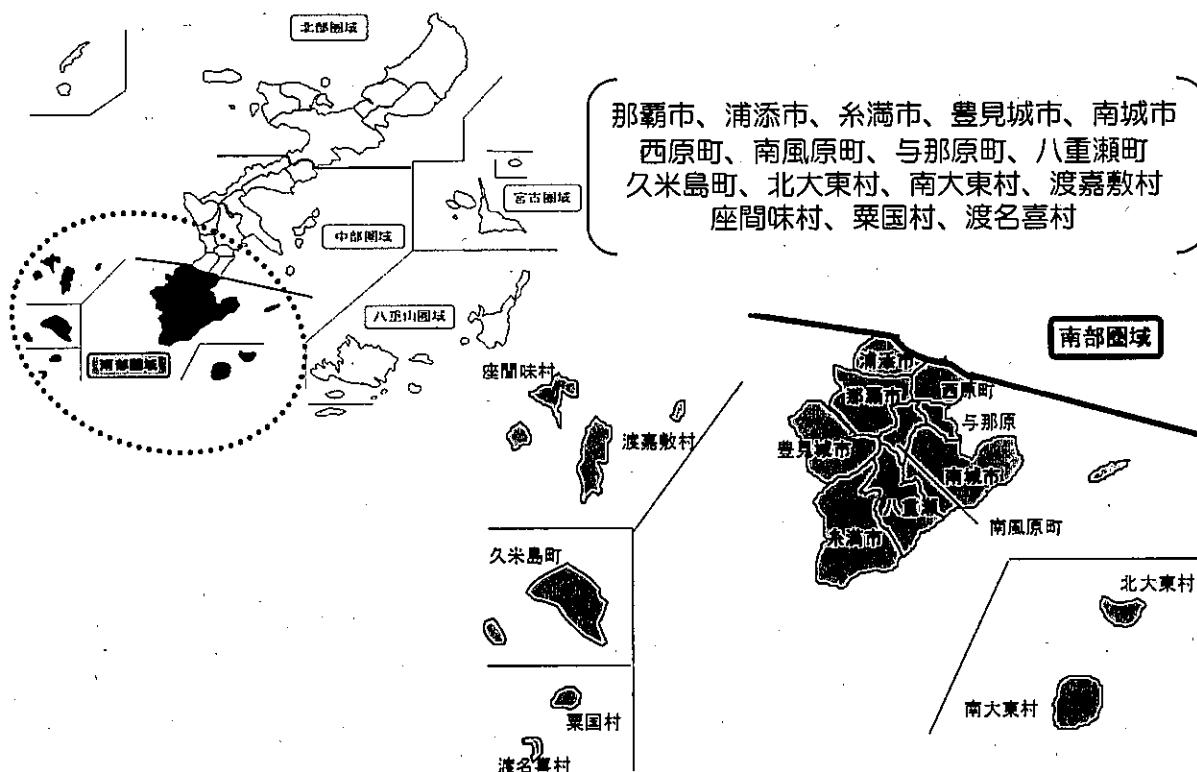
平成32年度目標値(南部)

◇障害入院者数の減少実現目標値

40 人(平成32年3月現在)

◇行方不明者等の早期発見実現目標値

136 人(平成32年3月現在)



《南部》人口及び年齢構成

計	727,337 人	100.0%
65歳以上	138,489 人	19.0%
18~64歳	428,767 人	59.0%
18歳未満	149,914 人	20.6%

平成27年国勢調査(総務省)

《南部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	57,987 人	8.0%
身体手帳交付数	36,552 人	5.0%
療育手帳交付数	7,872 人	1.1%
精神手帳承認件数	13,563 人	1.9%

H28 障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	26,509 人	3.6%
入院数	2,568 人	0.4%
通院数	23,941 人	3.3%

H28 障害福祉課業務資料

《南部》公立学校

小学校	103 校	49,390 人	
特別支援学級	287 学級	1,476 人	
中学校	55 校	23,131 人	
特別支援学級	112 学級	504 人	
高等学校	28 校	23,470 人	
特別支援学校	11 校	1,147 人	
視覚	1 校	54 人	
聴覚	0 校	0 人	
知的	6 校	842 人	
肢体不自由	3 校	197 人	
病弱	1 校	54 人	
幼稚部	14 人	中学部	268 人
小学部	386 人	高等部	479 人
卒業者数 (平成28年3月)	計	220 人	
中等部		93 人	
高等部		127 人	

出典: 平成28年度 学校基本調査(県統計課)

※特別支援学校は平成29年5月時点(県教育委員会)

《南部》相談支援事業関係(平成29年4月現在)

自立支援協議会設置市町村数	10/16市町村
市町村相談支援事業・窓口数	60 か所

障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院数 (平成28年8月1日現在)

計	51 か所
病院(入院)	13 か所
病院・クリニック等(外来)	38 か所

保健医療部業務資料

【区域別】那覇公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数				就業中				保留中		
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	13,735 人	4,530 人	1,773 人	726 人	1,815 人	216 人	7,346 人	3,141 人	2,054 人	1,964 人	187 人	1,859 人
地域	6,916 人	1,961 人	757 人	308 人	818 人	78 人	3,749 人	1,729 人	1,003 人	930 人	87 人	1,206 人
割合	50.4%	43.3%	42.7%	42.4%	45.1%	36.1%	51.0%	55.0%	48.8%	47.4%	46.5%	64.9%

「職業安定年報」平成28年度(沖縄労働局職業安定部)

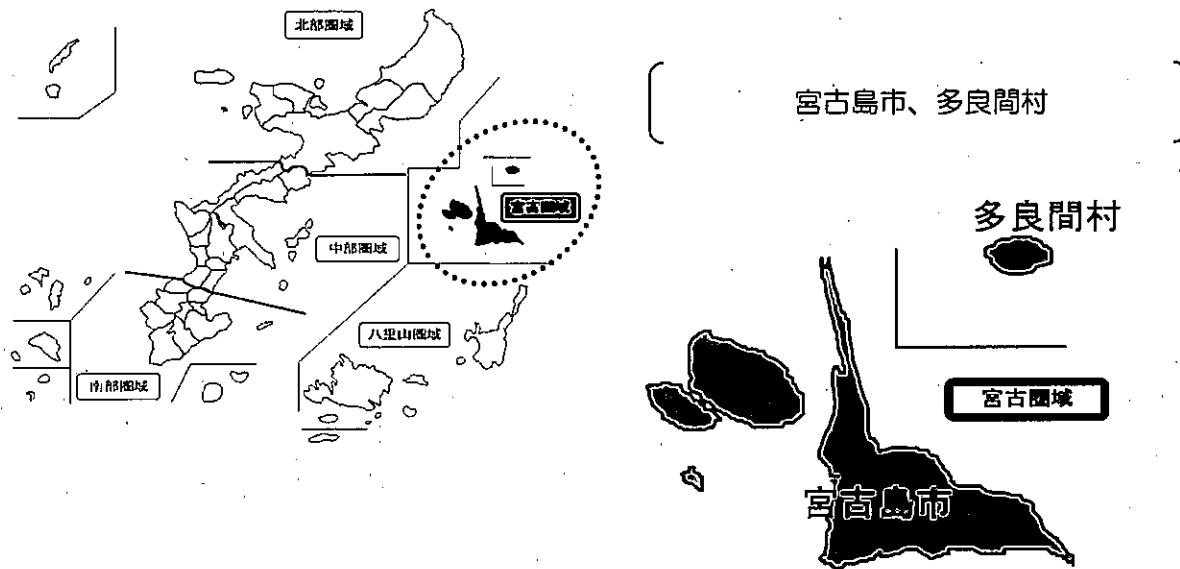
《南部》障害福祉サービスの利用見込者数

	平成28.4.1現在 指定事業所数	平成28.4.1現在 定員数	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込
居宅介護(兼降介助除く)	96	-	1,192	1,364 (172)	1,454 (90)	1,549 (95)	1,649 (100)
重度訪問介護	89	-	57	113 (56)	132 (19)	154 (22)	179 (25)
行動援護	19	-	67	75 (8)	78 (3)	82 (4)	85 (3)
同行援護	53	-	260	277 (17)	287 (10)	297 (10)	308 (10)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)
生活介護	60	2,081	1,807	1,991 (184)	2,020 (30)	2,050 (30)	2,083 (32)
自立訓練(機能訓練)	4	58	33	42 (9)	47 (5)	53 (6)	61 (8)
自立訓練(生活訓練)	26	298	213	227 (14)	239 (12)	249 (11)	258 (9)
就労移行支援	57	577	393	429 (36)	473 (43)	523 (51)	572 (49)
就労継続支援(A型)	40	631	734	811 (77)	889 (78)	976 (87)	1,071 (96)
就労継続支援(B型)	121	2,395	2,049	2,276 (227)	2,419 (144)	2,573 (153)	2,732 (159)
就労定着支援					112 (-)	122 (10)	135 (12)
短期入所(福祉型)	29	110	320	352 (32)	364 (12)	375 (11)	387 (12)
短期入所(医療型)	2	3	18	33 (17)	37 (4)	39 (2)	44 (5)
療養介護【人分】	2	240	225	227 (2)	227 (0)	229 (2)	229 (0)
自立生活援助					27 (-)	38 (11)	46 (9)
共同生活援助(GH)【人分】	39	538	557	569 (12)	591 (22)	616 (25)	639 (24)
施設入所支援【人分】	20	1,165	1,118	1,114 (△4)	1,113 (△1)	1,108 (△5)	1,102 (△6)
計画相談支援【人分】	60	-	1,173	1,262 (89)	1,354 (93)	1,467 (112)	1,600 (133)
地域移行支援【人分】	23	-	1	4 (3)	19 (15)	36 (16)	49 (13)
地域定着支援【人分】	22	-	1	4 (3)	13 (9)	22 (9)	31 (10)
児童発達支援	96	739	621	897 (276)	985 (89)	1,077 (91)	1,178 (101)
医療型児童発達支援	1	0	31	31 (△0)	34 (3)	36 (2)	37 (1)
放課後等デイサービス	158	1,464	1,473	2,140 (667)	2,459 (319)	2,822 (363)	3,250 (428)
保育所等訪問支援	4	-	17	20 (3)	25 (5)	32 (7)	40 (8)
居宅訪問型児童発達支援					62 (-)	62 (0)	64 (2)
障害児相談支援【人分】	58	-	333	416 (83)	466 (50)	522 (56)	584 (62)

宮古圏域

平成32年度目標値(宮古)

- | | |
|------------------|----------------|
| ◇新規入院者(既往歴無し)の割合 | ① 人(平成32年度目標値) |
| ◇在宅医療からICUへの移行 | ② 人(平成32年度目標値) |



《宮古》人口及び年齢構成

計	52,380 人	100.0%
65歳以上	12,955 人	24.7%
18~64歳	28,585 人	54.6%
18歳未満	10,423 人	19.9%

平成27年国勢調査(総務省)

《宮古》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	4,499 人	8.6%
身体手帳交付数	3,164 人	6.0%
療育手帳交付数	512 人	1.0%
精神手帳承認件数	823 人	1.6%

H28 障害福祉課業務資料

《宮古》精神科病院への入院・通院患者数及び
人口に占める割合

計	961 人	1.8%
入院数	67 人	0.1%
通院数	894 人	1.7%

H28 障害福祉課業務資料

《宮古》公立学校

小学校	20 校	3,482 人	
特別支援学級	17 学級	64 人	
中学校	16 校	1,701 人	
特別支援学級	11 学級	33 人	
高等学校	4 校	1,621 人	
特別支援学校	1 校	68 人	
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	68 人
	肢体不自由	0 校	0 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	0 人	中学部	12 人
小学部	20 人	高等部	36 人
卒業者数(平成28年3月)	計	15 人	
中等部		9 人	
高等部		6 人	

出典: 平成28年度 学校基本調査(県統計課)

※特別支援学校は平成29年5月時点(県教育委員会)

《宮古》相談支援事業関係(平成29年4月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/2市町村
市町村相談支援事業・窓口数	12 か所

障害福祉課業務資料

《宮古》精神科病院数(平成28年8月1日現在)

計	2 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	1 か所

保健医療部業務資料

【区域別】宮古公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数				就業中				保留中		
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	13,735 人	4,530 人	1,773 人	726 人	1,815 人	216 人	7,346 人	3,141 人	2,054 人	1,964 人	187 人	1,859 人
地域	496 人	66 人	28 人	16 人	17 人	5 人	276 人	104 人	97 人	65 人	10 人	154 人
割合	3.6%	1.5%	1.6%	2.2%	0.9%	2.3%	3.8%	3.3%	4.7%	3.3%	5.3%	8.3%

「職業安定年報」平成28年度(沖縄労働局職業安定部)

《宮古》障害福祉サービスの利用見込者数

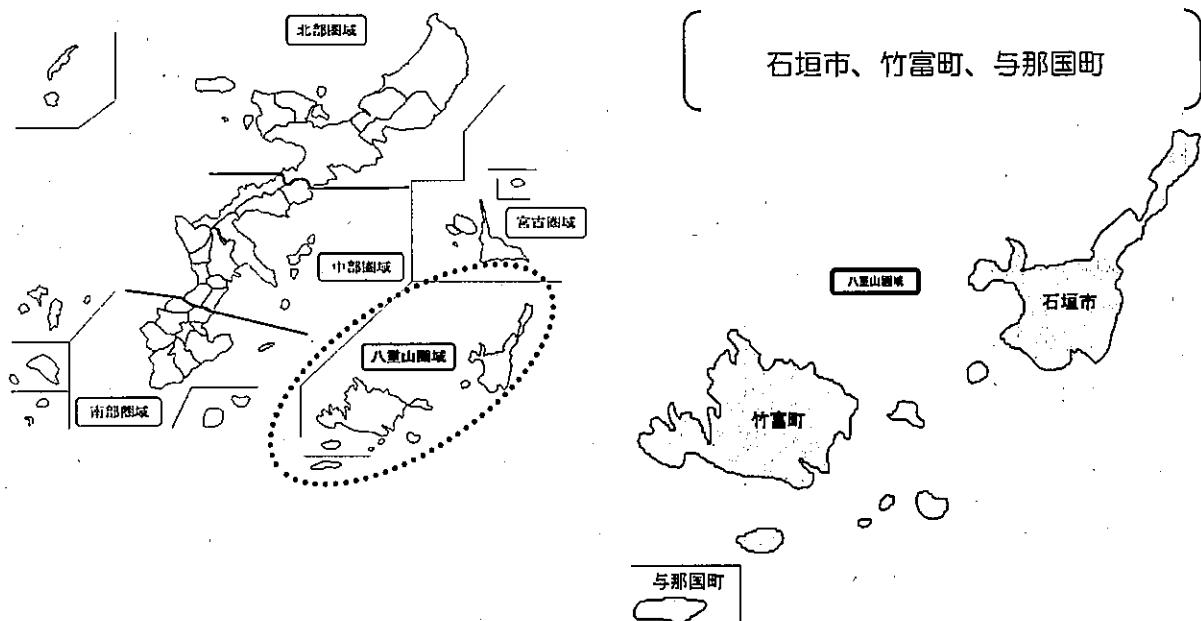
単位:人 注:下段()書きは前年度からの増△減△

	平成29.4.1現在 指定事業所数	平成29.4.1現在 定員数	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込
居宅介護(兼介助除)	25	-	163	160 (△3)	166 (6)	173 (6)	179 (6)
重度訪問介護	24	-	11	13 (2)	14 (1)	15 (1)	16 (1)
行動援護	0	-	0	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
同行援護	16	-	36	40 (4)	42 (2)	43 (1)	45 (1)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	8	162	159	159 (0)	162 (3)	164 (2)	167 (3)
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
自立訓練(生活訓練)	1	15	6	9 (3)	10 (1)	12 (1)	13 (1)
就労移行支援	3	22	15	17 (2)	19 (2)	21 (2)	23 (2)
就労継続支援(A型)	7	105	109	109 (0)	111 (2)	114 (3)	118 (3)
就労継続支援(B型)	11	199	217	217 (0)	214 (△3)	218 (3)	221 (3)
就労定着支援					5 (-)	5 (0)	5 (0)
短期入所(福祉型)	4	6	10	17 (7)	19 (2)	21 (2)	24 (2)
短期入所(医療型)	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
療養介護【人分】	0	0	11	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)
自立生活援助					5 (-)	6 (0)	6 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	8	75	75	75 (0)	81 (6)	87 (6)	92 (4)
施設入所支援【人分】	3	110	120	120 (0)	119 (△1)	118 (△1)	117 (△1)
計画相談支援【人分】	12	-	117	75 (△42)	81 (6)	87 (6)	93 (6)
地域移行支援【人分】	5	-	1	10 (9)	11 (1)	12 (1)	13 (1)
地域定着支援【人分】	5	-	0	10 (10)	10 (0)	11 (0)	11 (0)
児童発達支援	7	43	29	29 (0)	27 (△2)	19 (△8)	15 (△4)
医療型児童発達支援	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	9	67	69	69 (0)	94 (25)	108 (14)	113 (5)
保育所等訪問支援	2	-	5	5 (0)	7 (2)	9 (2)	11 (2)
居宅訪問型児童発達支援					2 (-)	2 (0)	2 (0)
障害児相談支援【人分】	10	-	23	18 (△5)	19 (1)	20 (1)	21 (1)

八重山圏域

平成32年度目標値(八重山)

- ◆**高齢入院者②の早期退院促進実施率**
- ① 人(平成32年3月現在)(%)
- ◆**高齢者から医療機関への移行**
- ③ 人(平成32年3月現在) 15%



《八重山》人口及び年齢構成

計	53,405 人	100.0%
65歳以上	10,206 人	19.1%
18~64歳	31,683 人	59.3%
18歳未満	11,209 人	21.0%

平成27年国勢調査(総務省)

《八重山》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	4,312 人	8.1%
身体手帳交付数	3,193 人	6.0%
療育手帳交付数	601 人	1.1%
精神手帳承認件数	518 人	1.0%

H28 障害福祉課業務資料

《八重山》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	1,086 人	2.0%
入院数	46 人	0.1%
通院数	1,040 人	1.9%

H28 障害福祉課業務資料

《八重山》公立学校

小学校	34 校	3,877 人	
特別支援学級	15 学級	52 人	
中学校	20 校	1,681 人	
特別支援学級	6 学級	19 人	
高等学校	3 校	1,485 人	
特別支援学校	1 校	70 人	
種別内訳			
視覚	0 校	0 人	
聴覚	0 校	0 人	
知的	1 校	70 人	
肢体不自由	0 校	0 人	
病弱	0 校	0 人	
幼稚部	3 人	中学部	15 人
小学部	16 人	高等部	36 人
卒業者数(平成28年3月)	計	20 人	
中等部		9 人	
高等部		11 人	

出典：平成28年度 学校基本調査(県統計課)

※特別支援学校は平成29年5月時点(県教育委員会)

《八重山》相談支援事業関係(平成29年4月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/3市町村
市町村相談支援事業・窓口数	12 か所

障害福祉課業務資料

《八重山》精神科病院数 (平成28年8月1日現在)

計	2 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	1 か所

保健医療部業務資料

【区域別】八重山公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数				就業中				保留中		
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	13,735 人	4,530 人	1,773 人	726 人	1,815 人	216 人	7,346 人	3,141 人	2,054 人	1,964 人	187 人	1,859 人
地域	549 人	148 人	75 人	38 人	30 人	5 人	286 人	119 人	106 人	56 人	5 人	115 人
割合	4.0%	3.3%	4.2%	5.2%	1.7%	2.3%	3.9%	3.8%	5.2%	2.9%	2.7%	6.2%

「職業安定年報」平成28年度(沖縄労働局職業安定部)

《八重山》障害福祉サービスの利用見込者数

	平成29.4.1現在指定事業所数	平成29.4.1現在定員数	平成28年度実績	平成29年度見込	平成30年度見込	平成31年度見込	平成32年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	12	-	114	132 (18)	131 (△1)	130 (△0)	129 (△1)
重度訪問介護	10	-	3	5 (2)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
行動探護	2	-	5	7 (2)	8 (1)	9 (1)	10 (1)
同行探護	1	-	3	4 (1)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
重度障害者等包括支援	0	-	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	4	116	132	145 (13)	146 (1)	146 (0)	146 (0)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練(生活訓練)	1	6	24	25 (1)	30 (5)	35 (5)	41 (5)
就労移行支援	2	16	2	6 (4)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
就労継続支援(A型)	5	113	99	102 (3)	113 (11)	123 (10)	133 (10)
就労継続支援(B型)	12	218	177	180 (3)	185 (5)	191 (5)	196 (5)
就労定着支援					0 (-)	0 (0)	0 (0)
短期入所(福祉型)	2	23	18	25 (7)	25 (0)	35 (10)	35 (0)
短期入所(医療型)	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
療養介護【人分】	0	0	9	9 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)
自立生活援助					0 (-)	0 (0)	0 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	3	36	49	59 (10)	64 (5)	70 (5)	75 (5)
施設入所支援【人分】	2	80	98	101 (3)	112 (11)	112 (0)	112 (0)
計画相談支援【人分】	12	-	108	164 (56)	180 (16)	196 (16)	215 (18)
地域移行支援【人分】	4	-	0	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
地域定着支援【人分】	4	-	0	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
児童発達支援	5	44	36	47 (11)	58 (11)	68 (10)	78 (10)
医療型児童発達支援	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	9	91	104	187 (83)	197 (10)	207 (10)	217 (10)
保育所等訪問支援	0	-	0	5 (5)	6 (1)	7 (1)	8 (1)
居宅訪問型児童発達支援					0 (-)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援【人分】	10	-	35	52 (17)	59 (7)	65 (6)	71 (6)

